

「今次の一連の危機と銀行機密への圧力を受けて～スイスの銀行部門の動向」

はじめに

1. スイスの「銀行機密」への様々な圧力

1-1. 「銀行機密」についての概要

1-2. 「銀行機密」に対する圧力～4つの側面から

A. 超国家機関～OECDの「リスト」、EUとの協定

B. 米国～裁判と FATCA

C. 英国およびオーストリア～新租税条約の締結

D. フランスおよびドイツなど～盗難データの利用

2. スイスの銀行部門の動向～危機、および「銀行機密」への圧力の中で

2-1. スイスの銀行の対外取引

A. 金融収支—銀行部門

B. スイス所在銀行のスイス・フラン建て対外取引

C. スイス国籍の銀行の対外取引

D. スイス所在銀行の地域別取引～ネット、グロスおよびシンガポール

2-2. スイスの主要各行の対応～プライベートバンキング業務

補論Ⅰ 今次の一連の危機がスイス経済に及ぼす他の2つの影響

補論Ⅱ シンガポールの位置づけ～3つのポイント

補論Ⅲ スイスの「銀行機密」とリヒテンシュタインの「財団」

まとめ

はじめに

今次の一連の危機は、スイス経済にも様々な影響を及ぼした。それをスイス経済の持つ特徴との関連から言えば、さしあたり、次の2つのルートで3つの影響を確認することができる。その1つは、投資家による当面のリスク回避を狙った、「セーフ・ヘイブン(避難通貨)」としてのスイス・フランに対する需要の増加であり、いま1つは、主要先進国における、財政バランスの悪化を背景にした、スイスの「タックス・ヘイブン」および「銀行機

密」に対する圧力である。

本報告では、かかる3つの影響の中でも「銀行機密」への圧力に焦点を当て¹、とくに、そうした圧力を受けて、スイスの銀行から資金が流出し、それが、シンガポールに向かっているという、最近、度々なされる指摘に注目する。なかには、こうした観点から派生してスイスの金融機関や、国際金融センターとしてのスイスについて悲観的な展望を述べるものもある。しかし、そのような指摘には興味深いものがある一方で、裏付けとなる分析が不十分なものも少なくない²。

そこで、本報告では、そうした指摘を1つの手がかりにしつつ、一連の危機から「銀行機密」への圧力という環境の変化が、スイスの銀行に及ぼした影響の一端を以下の諸課題を検討することを通じて探っていきたい。

まず、スイスの「銀行機密」への圧力を次の4つの側面から検討する。すなわち、第1に、OECDの「リスト」や、EUとの協定、第2に、米国による裁判とFATCA、第3に、英国およびオーストリアとの新租税条約の締結、および、第4に、フランスやドイツなどによる盗難データの利用である。

次に、一連の危機や、「銀行機密」に対する圧力の中でみられた、スイスの銀行部門の動向について、スイスの銀行の対外取引、ないしスイスの主要各行の対応といった「マクロ」および「ミクロ」の両側面から明らかにする。その際、シンガポールとの関係についても必要な限りで触れることにしたい。

このうち、まず、「マクロ」の側面から、スイスの銀行の対外取引を明らかにする際には、金融収支、スイス所在銀行のスイス・フラン建て対外取引、スイス国籍の銀行の対外取引、およびスイス所在銀行の地域別取引が主たる視角となる。ついで、「ミクロ」の側面から、スイス各行の対応を明らかにする際には、UBSおよびクレディ・スイスの二大銀行、および、国内で長い歴史を持つ独立系プライベート・バンクにおける、プライベートバンキング業務について述べるとともに、それら取引において重要な、資金の預け先としてスイスの持つ魅力についても触れる。

最後に、本報告の意義として、さしあたり、次の3点を挙げる。第1の意義は、スイスをめぐる資金フローというテーマの希少性である。もともと、国際資金フローの「方向」を明示した研究はさほど多くないが、そのうち、スイスに焦点を当てたものとなると、その数は減り、さらに、今次の一連の危機以降という対象期間や、「銀行機密」を分析対象にしたものとなるとより少なくなる。

ついで、第2の意義は、スイス所在銀行における、ここ数年のネットおよびグロスの資金フローのパターンについて、そのおおよその全体像を提示したことである。この点については、過去の報告からのステップアップという観点から述べたい。過去2年の全国大会での報告において、スイスをめぐる資金フローを取り上げたが、その場合、主たる分析対象は、データの制約もあり、スイスと、米国、日本、ドイツおよび英国との取引であった。

その結果、明らかになった点も少なくないが、それらに不足していた点の1つは、対象国が少ないために同取引の全体像を描けなかったことである。そこで、本報告では、多くの国々との取引を明示することに重きを置いて分析した。そのために、対象となる取引の範囲や期間等で新たな資料上の制約に直面することにはなったが、結果、およそその全体像を提示することができた。

および、第3の意義は、スイス所在銀行と、シンガポールとの取引について考察したことである。この点については、先に触れたように、近年、指摘されることは多いものの、詳しい分析を行った先行研究はさほど多くない。それゆえ、スイス所在銀行における、シンガポールとの取引の規模、ならびに、その取引全体に占める位置づけを示すことによって、先行研究の妥当性を判断する一助にすることができる。以下、かかる問題意識に基づいて分析を進めていくことにしよう。

注

1. 他の2つの影響については、以前の学会報告等でも取り上げているので、ここでは補論Iで簡単に触れておくことにしたい。
2. 詳しくは、補論IIの1を参照されたい。

1. スイスの「銀行機密」への様々な圧力

1-1. 「銀行機密」についての概要

スイスの「銀行機密」の裏付けとなる法律は、1934年に制定された「銀行および貯蓄銀行に関する連邦法」(以下、「銀行法」)の第47条である。また、同法に加えて、刑法第273条でも、罰則を定めて厳重に保護している(田中、2003、5頁)¹。このように、スイスの「銀行機密」の最大の特徴は、刑法上の罰則まで定めて厳重に保護していることにある(田中、2003、5頁)。その罰則としては、職務上知り得た顧客機密を漏洩した者ならびに漏洩を教唆した者は、最高6ヵ月の禁固または最高5万(当初は2万)スイスフランの罰金に処すこと、また、過失の場合でも、最高3万(当初は1万)スイスフランの罰金に処すこと、と定められている(田中、2003、5頁)。同法は、1971年に一部改定され、罰金の最高額が引き上げられた。

次に、この第47条で、「守秘義務」を成文化させた背景として、さしあたり、顧客の信頼維持に係る次の3つに対する不安があったことを指摘しておこう²。第1は、政府の監視およびコントロールの強化、第2は、フランスによる執拗な脱税追跡、そして、第3は、国内の行員による情報の漏洩である。

かかる「銀行機密」に対する国民の支持は根強い。「銀行機密」に関する、以前の「国民投票」や、最近の世論調査の結果をみても、その維持に多くの支持が集まっている。多少古くなるが、1984年5月に金融業の守秘義務の乱用を是正すべき、というテーマで国民投票が実施されたが、その時、賛成は27%にすぎなかった(森田・踊編、2007、72頁)。また、

最近の世論調査においても、銀行の守秘義務の変更について 62%が反対しているとの結果がある(日本経済新聞、2010年2月15日付夕刊)。

注

1. 同規定は、もともと、一般に「スパイ法」として知られる、「経済的、政治的スパイ」罪の創設を規定した法案の第4条に初めて規定された、経済的スパイ行為の罪、とりわけ「製造および取引の秘密」の漏洩にさかのぼるものである(N.フェイス、1982、125頁)。

2. かかる見方は、C.シャヴァニュー&R.パラン『タックスヘイブン』(杉村昌昭訳) 作品社、2007年、ならびに、B.ボンハーゲ他、『スイスの歴史』(スイス文学研究会訳) 明石書店、2010年によるものである。なお、これら以外に、ユダヤ人の資産保護も「守秘義務」を成文化させた理由の1つに挙げられることがあるが、これについては、否定的な見方が少なくない。たとえば、徳田、2008、「スイスとリヒテンシュタイン—2つの不思議な小国について」『ファイナンス』、40頁をみよ。

1-2. 「銀行機密」に対する圧力～4つの側面から

A. 超国家機関～OECDの「リスト」、EUとの協定

A-1. OECDの「リスト」

OECDは、2009年4月2日に、税に関する情報交換の国際基準<OECDの租税条約モデル第26条>に対する各国・地域のスタンスを評価した「リスト」を公表した(OECD)。この第26条は、権限のある当局間の情報交換を可能にする根拠条文であり(増井、2011、266頁)、とくに、2005年の改訂では、同条の第5項で、金融機関が保有する情報であるというだけの理由で、加盟国は情報の提供を拒んではならない旨が明記された(増井、2011、267頁)。

同「リスト」をみていくと、次の3つに分類されている。第1は、国際的に合意された税基準の受け入れを表明している国・地域、第2は、同基準の受け入れを表明しているものの、その取り組みが不十分な国・地域、および、第3は、同基準の受け入れを表明していない国・地域であり、それらは、便宜上、しばしば、「ホワイトリスト」、「グレーリスト」および「ブラックリスト」と呼ばれる。スイスは、このうち、「グレーリスト」に掲載されたが、本来は、「ブラックリスト」への掲載が予定されており、それを回避すべく、「リスト」発表前の2009年3月に、OECDの租税条約モデル第26条に従うことに決めた、と言ってもよい¹。

そもそも、スイスは、スイス法上で自由刑に服する詐欺行為があったといえる場合を除いて、単純虚偽記載の場合は情報交換に応じないという立場をとり、同規定を留保していた(増井、2011、277頁)。かかる背景には、スイスでは、他の主要国と異なり、脱税に関して、それが意図的なものであるか否かで明確に区別していることがある。そのため、申告忘れや申告漏れは、罰金などの行政罰しか科されず、顧客情報は保護される(楠本・勅使川

原監修、永井編、2010、116－117頁）。しかし、上記のごとく、態度を転じた結果として、これからは、他国の当局が個々の案件について、具体的な理由をもって銀行顧客の情報を開示することを要求した場合、それが申告忘れや申告漏れの場合であっても応じることになる(swissinfo、2009.3.13.)。

もっとも、このことは、別の見方をすれば、ここで求められていたのが、スイスにとって絶対に譲れない一線である、自動的な情報交換ではなく、他国によるリクエストに答えるという形式であり、基本的な主導権はスイスにあったことが態度を転じる後押しとなったと言ってよい。加えて、国内の銀行顧客については、銀行の守秘義務は引き続き有効であり、脱税の判断に際して、これまでと同様に扱う(swissinfo、2009.3.13.)。その限りで言えば、実質上は、「銀行機密」を一部撤廃したにすぎない。

その後、「グレーリスト」から抜ける条件である、12カ国との租税情報の交換協定を結び、2009年9月に同「リスト」から外れた。しかし、その後も、G8ないしG20は度々、自動的な情報の交換を世界レベルで迅速に導入するよう要請しており²、これに対応する国際基準をOECDが発表する予定である(swissinfo、2013.5.28.)³。こうした動きに対して、スイスの財務相は、OECDを通じて情報交換の世界的基準を推進していく意向を表明しているが(ロイター、2013年6月18日)、概して、スイス政府や議会は自動的な情報交換に関する議論はすべて敬遠、あるいは少なくとも先延ばしにしたいという考えである(swissinfo、2013.4.23.)。

A-2.EUとの協定

EUでは、2003年に採択され、2005年から施行された「貯蓄課税指令」において、個人が受け取るEU域内のクロスボーダー利子所得について、当該個人の居住地国が効果的に課税できるように、利子の支払い者の所在地国から、利子の受益者の居住地国に対して、自動的情報交換による課税情報の提供が求められている(増井、2011、270頁)⁴。

しかし、ルクセンブルグおよびオーストリアの2カ国はこれを拒否し、匿名を維持し続ける代わりに利子源泉課税を受け入れることで折り合った。また、これら2カ国と同様の妥協案が⁵、EUとスイスとの間でも2004年の第2次バイラテラル協定において盛り込まれた。この場合、スイスは、2005年7月1日からEU居住者の銀行口座に対して源泉課税の代理徴収を行うが、その際、利子に対する源泉徴収率は当初の15%から、2008年7月1日に20%、そして2011年7月1日には35%へと上昇していき、同税収の75%をEUが、残る25%をスイス(うち連邦が15%、州が10%)が受け取るというものである(FDF①)。

その後、EUと、ルクセンブルグ、オーストリアおよびスイスとの間で、この問題に関する目立った進展はなかった。そこには、それら3カ国が、互いに擁護し合ってEUからの圧力をかわしてきたという側面があった(swissinfo、2013.4.23.)。その後も、EUからの圧力が続く中、2013年に入って、こうした関係に変化の兆しがみられつつある。

まず、ルクセンブルグは、2013年4月に、条件付きながらも⁶、銀行の口座情報の自動的な交換を2015年1月1日から受け入れることを発表し(*Financial Times*, 2013.4.11.)、これに続いて、オーストリアも外国人の口座に限定するならば話し合いの余地があることを表明した(*Financial Times*, 2013.4.15.)⁷。さらに、スイスも、EU域内の金融市場に参入し易くなることを求めて、銀行の口座情報の自動的な交換について、2013年秋以降、正式に協議を始めると財務相は述べている(ロイター、2013.6.18)。

このように、たしかに、これら3カ国に軟化の兆しは見られるものの、いずれも条件付きであることに留意する必要がある。すなわち、EUは加盟国やスイスとの間で、自動的な情報交換の対象範囲を拡大すべく準備しているものの⁸、当面、タフな交渉が続くことが予想される。

以上のごとく、OECDないし、EUは自動的な口座情報の交換に関する枠組みを作成しようとして試みているが、これまでのところ、スイスは、それらを回避してきている。とはいえ、こうした超国家機関による圧力が続く中で、スイスの政府、議会、および国民がどのような態度をとるのか、が今後の注目点である。

注

1. OECDの基準を受け入れ、「ブラックリスト」への掲載を回避しようとするスイスの取り組みについては、たとえば、(*Japan Times*, 2010.4.19)を参照されたい。
2. 2013年6月のG8でも、銀行の口座情報を自動的に交換する協定を新たな国際基準にする必要性を強調している(東京新聞、2013年6月19日付)。
3. ここで議論している銀行の口座情報に加えて、G8等で最近とみに注目されているのが多国籍企業の財務情報である。有名企業の税申告が問題視されて是正の機運が高まる中、OECDは、2013年5月の閣僚理事会において、そうした多国籍企業による租税回避の防止に向け、G8やG20と連携しながら、非加盟国を含む全ての国・地域について課税のための情報交換を要請することを決め、その行動計画を今後1年半程度で示す方針である(毎日新聞、2013年5月31日付)。
4. この場合、各銀行は、外国人顧客の利子収入をその氏名および住所とともに加盟国の税務署に報告する(*swissinfo*, 2013.4.23.)。もっとも、EUは、この制度が必ずしも好ましいことばかりではないと報告している。すなわち、情報量は膨大である上に形式が異なること、納税者番号制度を統一していないため納税者の身元確認の問題があること、さらに、納税者が正直に申告するようになったと答えた加盟国はデンマークだけであったことが、その主な理由である(*swissinfo*, 2013.1.17.)。
5. EUは、スイス以外にもリヒテンシュタイン、モナコ、アンドラ、およびサンマリノといった国々とも同様の協定を結んでいる。
6. その条件とは、1つは、外国企業に対する機密ルールはこれまで通り不変であること(*Financial Times*, 2013.4.11.)、いま1つは、本合意は、スイスなどEU以外の5カ国との

合意と歩調を合わせて進めることである(*Japan Times*, 2013.5.24.)。

7. オーストリアでも、左派は口座情報の公開に概ね寛容な立場をとっている。そこには、オーストリアにある外国人の預金残高は2013年2月末に555億ユーロあり、そのうちEU居住者が378億ユーロを占めるが、これは、オーストリアの預金総額のうち約10%に過ぎないため、流出に伴う銀行システムへの影響は大きくないとの考えがある。他方、右派は、「銀行機密」の維持を主張している(*Financial Times*, 2013.4.24.)。

8. たとえば、EUは、2013年6月に自動情報交換の範囲を配当、キャピタルゲインおよびその他の金融所得に拡大することを提案した(KPMG、2013年6月20日)。

B. 米国～裁判と FATCA

B-1. 裁判：米国人の脱税ほう助

(1) UBS との裁判

UBSは、米国人の脱税ほう助に関して、およそ2008年から2010年にかけて裁判で争い、口座情報の一部提供と、罰金の支払いでとりあえず終わった¹。

(2) 訴訟対象の拡大

UBSに続いて、同様のサービスを行っていた可能性があるとして、もう1つの大銀行であるクレディスイスや、プライベートバンクのユリウスベア、さらには、チューリッヒないしバーゼルの州立銀行および地銀等が訴訟の対象になっていった。

(3) ヴェゲリン廃業へ。

今あるプライベートバンクでは最古の同行が、少なくとも100人の米国人顧客について12億ドル超の脱税を手助けしたことを認め、賠償金および罰金を合計で約7400万ドル支払うことを約束するとともに、2013年1月3日に廃業を発表した(*Japan Times*, 2013.1.15.)。同行は米国内に拠点がなかったが、米国人の脱税ほう助と疑わしい場合は米国の税法が及ぶという前例となった(トーマツ、2013年1月11日)。

(4) スイス政府による和解案

このような、米国人顧客の脱税幫助問題に直面して、スイス政府は、米国当局との関係を改善したいと願うスイスの銀行に対して、2013年5月29日に、特定の枠組みの中で、米国司法省と直接交渉することを認めた(FDF②)。それは、現行の銀行法を変えることなく顧客情報を提供するという仕組みであった(日経、2013年5月30日付夕刊)。

スイス政府が、本案を打ち出した背景には、2011年以降、スイスの少なくとも14の金融機関が脱税幫助の疑いで米国司法省の調査を受けていることから(ブルームバーグ、2013.6.20.)、スイスの銀行が米国で巨額の罰金を科せられることや(日経、2013年5月30日付夕刊)、新たに米国で起訴される事態を回避したいことがあった(ブルームバーグ、2013.6.19.)。

もっとも、両者が解決に至るには、スイスの銀行が顧客動向や、資金の流れといった統

計データを提供するなど、米国当局とかなり協力する必要がある。その場合、顧客データそのものは除外されるが、米国人顧客を担当した行員や²、それらビジネスと深い結びつきがあった第3者等の周辺データは提供せねばならないであろう(FDF②)。

他方、この和解案には様々な批判もある。たとえば、米国の圧力もあってスイス政府が急いで本案を処理しようとしていること³、その中身を非公開にしていること、さらには、データを提供して欲しくない行員や第3者が訴訟を起こす恐れがあること等である(*Financial Times*, 2013.6.20.)⁴。とりわけ、非公開にされていることの中には、スイスの銀行が罰金を支払うことも含まれているが、その最終的な支払額や、政府と銀行との分担の中身など重要な部分が定かでないことは問題視されている(*swissinfo*, 2013.5.30.)。それは、和解に必要な罰金の総額が最大で100億ドルに上り、一部地銀が経営困難に陥るとの観測もあるからである(日経、2013年6月21日付)。

結果として、本法案は、「銀行機密」の堅持を主張する下院第1党である右派の国民党に加えて、当該銀行の救済に対する批判から第2党である左派の社民党等も反対に回ったため、6月に大差で否決されて廃案になった。

(5)新たな和解案⁵

この結果を受けて、スイス政府は7月3日に既存の法律の範囲内で最大限協力可能な新たな和解案を探り始めた。そのベースとなるのは、上記のごとく、銀行法を柔軟に運用するだけでなく、各銀行が個別にスイス政府に申請し、政府が銀行に個別に許可を与えることで、許可なく外国当局と交渉することを禁じた刑法271条にも抵触することなく、米国に特定の銀行情報を提供するというものである。

その場合の情報は、脱税容疑のある米国人顧客と関わった銀行員および第三者(資産運業者、税理士など)の名前⁶、また、米国人顧客がスイスの銀行から引き出した資産総額およびその資産の移転先となった銀行の名前である。なお、顧客情報を得るためには、二国間租税協定に基づき、米国当局からスイス当局へ申請する必要がある⁷。

以上のような、スイス政府による新たな提案を踏まえて、両国がどのような解決策を探っていくのか、ということが当面のポイントになる。

注

1. 本裁判に関するおおよそのプロセスは以下のごとくである(徳田、2008、37頁、太田、2010、240-241頁、白井、2010、74頁)。まず、2008年5月、米国がUBSの元行員を脱税幫助の疑いで起訴すると、翌6月に本人が罪を認め、7月にはUBSが監督不行き届きを謝罪するなど追い詰められていき、結果、2009年2月18日、UBSが米国に対して7億8000万ドルの支払いと、重大な脱税をした約300人分の米国人顧客の口座情報を米国に提供することで合意した。しかし、米国は翌19日にスイスに対してさらに約5万2000人分の口座情報を要求したため、両国間で新たな交渉が始まった。そうした中、同年8月19日に、UBSがスイス政府を通じて4450人分の口座情報を1年以内に米国政府に提供するこ

とで合意した。その後、2010年1月22日に、スイスの行政裁判所が、この米国とUBSとの合意の履行を禁止する判決を出すなど先行き不透明な時期があったものの、最終的には、同年6月18日にスイスの連邦議会が同合意を承認したことで決着をみた。

2. もっとも、行員の情報提供については、すでに、2012年4月に、スイス政府は、米国で業務を行っているスイスの銀行に対して許可をし、なかには情報提供を開始している銀行もあった。その後、かかる動きに反対の声が上がったものの、2012年10月に連邦行政監視委員会が違法性はないとの見解を示したことで、スイス政府は、改めて米国で業務を行っている11行に対して行員の情報提供を許可した(swissinfo, 2012.10.17.)。

3. 本法案は緊急課題として、6月から直ちに検討に入り、上下両院の討議を経て、21日には最終結論を出し(swissinfo, 2013.5.30.)、7月1日の施行が想定されていた(ブルームバーグ、2013.5.29.)。

4. ただし、本案には、銀行がスタッフを守るためにとるべき規定が設けられている。それは、詳細が伝えられる場合、事前に行員に伝えることや、見込みでスタッフに尋ねないこと、さらに、米国に協力したことで困難な状況に陥った場合に備えて250万スイスフランの基金を創設すること等である(*Financial Times*, 2013.6.1.,6.2.)。

5. 新たな和解案についての以下の説明は、(FDF③)および(swissinfo, 2013.7.4.)に基づくものである。

6. この場合、情報の提出に関わる全ての人および法人は、各自の情報が米国に提出されることを事前に知ることができ、問題がある場合は法廷で差し止め要求ができる(swissinfo, 2013.7.4.)。

7. その際、顧客の行動に関する様々な情報を得て、米国は個々人に関する情報をより確実にリクエストできる(*Financial Times*, 2013.5.30.)。

B-2.FATCA[Foreign Account Tax Compliance Act:外国口座税務コンプライアンス法]

(1)概論

(1-1)基本的な中身

IRS(米内国歳入庁)と契約して、海外金融機関にある米国人の口座の本人確認を行い、一定の情報を年に一度報告する(古橋、2011、157頁)。本合意がなければ、海外金融機関は米国の資産から得る利子・配当、ならびに同資産の売却・処分額について30%の源泉税を課される(古橋、2011、157頁)。

(1-2)情報交換の2つの方法

米国は、FATCAの実施に際して情報交換に係る2つの方法を提示している。1つは、自動的な口座情報の交換を受け入れている国々との間で、それぞれの国の税当局と、IRSとの間で情報交換を行う方法であり、いま1つは、情報交換を拒んでいる国々との間で、各金融機関と、IRSとの間で情報交換を行う方法である(FDF④)。後に触れるように、スイス

の場合は後者である。

(1-3)開示義務

既存の個人口座の場合¹、「残高」が5万ドル以下の口座、および25万ドル以下の金銭価値のある保険・年金契約は本人確認の対象から除外される(トーマツ、201年2月15日)。他方、既存の事業体口座の場合、「残高」が25万ドルを超えない口座は100万ドルを超えるまで確認の対象外となる(トーマツ、201年2月15日)。

(1-4)問題点²

FATCAの問題点として指摘されるのは、たとえば、参加のメリット、各種法令との抵触、および情報の処理能力と負担等である。このうち、3番目の問題点は、先にEUにおける銀行の口座情報の自動的な交換の際にも触れたものである。

(1-5)対応

かかるFATCAの実施に際して、米国人の選択肢としては、およそ、同意する、米国籍を捨てる³、他国に資金を移す、またはペナルティーを受け入れる⁴、といったものになる。他方、スイスの銀行の中には、米国からの圧力を受けて、米国人の顧客を回避しようとする動きもみられる⁵。

(2)スイスとの交渉

2013年2月14日に、スイスと米国との間でFATCAに関する政府間合意が署名された⁶。この場合、スイスの金融機関は、口座保有者の同意を得られれば、IRS(米内国歳入庁)に米国民人口座について報告し、また、同意を得られなければ、IRSがスイスの税務当局に情報の提供を要請することになる⁷。

この後は、議会の批准、さらには国民投票での可決を経て両国間のFATCA合意が発効することになるが、いずれも高いハードルであるのでスムーズにクリアされるのか疑問である。もっとも、両国の合意にかかわらず、米国は2014年1月1日からFATCAを導入する予定であり、その場合、少なくとも米国人に係るスイスの銀行口座の情報についてはこれまでよりもオープンになっていくであろう。しかし、これは、基本、米国人を対象にしたものであり、また、これを回避する方法も幾つか存在するため、FATCAの実施によって、直ちに、スイスの持つ「銀行機密」という強みを喪失することになるとは考えない。

とはいえ、少なくともここ数年間は、先の裁判を通じた圧力とともに、スイスの銀行は、米国による圧力と向き合っていくことになる。

注

1. 既存の個人口座の開示義務について、さらに詳しく示せば次のごとくである(トーマツ、2012年7月4日)。すなわち、特定の米国個人が米国外に保有する特定外国金融資産の時価合計額が、下記の基準額を超えた場合、情報を開示する必要がある。まず、米国内居住者は、独身の場合、年度末に5万ドル、年度内最高で7万5000ドル、また、米国外居住者は、

独身の場合、年度末に 20 万ドル、年度内最高で 30 万ドルが開示基準額となる。なお、夫婦の場合は、それぞれ倍の金額が開示基準額となる。

2. FATCA の問題点については、たとえば、田中 良、2011、「全世界所得課税確保のための海外金融資産・所得の把握手法－米国の適格仲介人(QI)レジーム・FATCA レジームの展開－」日本銀行金融ディスカッション・ペーパー・シリーズ、2011-J-10 に詳しい。

3. 米国人資産家による米国市民権の返上について、スイスの米国大使館で市民権を放棄する手続きをした海外在住の米国市民の動きをみると、2008 年の 235 人から 2011 年には 1780 人へと実に 7 倍超も増加している(ブルームバーグ 2012 年 5 月 2 日)。

4. 個人に対するペナルティーは次のごとくである(トーマツ、2012 年 7 月 4 日)。すなわち、報告書を未提出、または不完全な様式の場合は、1 万ドルの罰金が科され、さらに、その後も提出されない場合、最高 5 万ドルまで罰則金が加算される。また、詐欺行為とみなされた場合、過少申告額の 75%がペナルティーとして科される。

5. たとえば、UBS は、2009 年 7 月に米国人顧客の投資口座へのアクセスをブロックした、また、ライフアイゼン銀行も同時期に米国人顧客の新規口座を開かないように各支店に通知している(swissinfo, 2009.7.3.)。同様の動きは、プライベートバンクないし州立銀行にもみられる。スイスのプライベートバンクの中には、最大手であるピクテ銀行や、中堅の EFG バンクなどのように、世界各国に多くの拠点を置いているものの、守秘義務を侵害される恐れから、もともと米国には進出していない銀行もある(沢井、2009、164 頁)。また、バーゼル州立銀行は 2009 年 3 月以降、在米顧客を受け入れていない(swissinfo, 2013.7.8.)。

6. 詳しくは、(FDF⑤)を参照。

7. ただし、金融機関の報告義務には除外規定があり、具体的には、特定の地域を専門にした金融機関、保険・年金、および独立した資産マネージャーなどである(FDF⑤)。

C. 英国およびオーストリア～新租税条約の締結

C-1. 英国およびオーストリアとの締結

スイスと、英国およびオーストリアとの新租税条約は 2013 年 1 月 1 日に発効した。その中身は、おおよそ、清算、情報、利子源泉課税、および前払いの 4 つの側面から成る¹。それぞれの中身について簡単に触れておこう。

この場合、まず、清算とは、匿名のまま過去未申告分についてペナルティーを加味して一括で支払うものであり、情報とは、脱税に係る情報の協力可能な範囲を定めたものであり、また、利子源泉課税とは、今後、該当者に利子源泉税を課し、その集めた税金を本国に送るというものであり、および、前払いとは、本条約の取り決めを保証する意味で一定額を当該国に前払いし、規定額に到達後、スイスに返金されるというものである。

C-2. ドイツとの締結失敗

他方、ドイツとは上の 2 カ国と同様、政府間では合意していたものの、2012 年 12 月に

ドイツ議会で批准されなかった。その1つの理由は、本条約の中に盗難データの利用を禁止した規定があり、これが同意を得られなかったためであると考えられる。以下 D で詳しく触れるように、同手法による脱税の摘発が、現在、ドイツで効果を上げているからである。

さらに、その後も、野党陣営は 2013 年 9 月の総選挙を見据えて、与党の脱税対策の甘さに反発している(産経新聞、2013 年 4 月 30 日付)。その批判の勢いを強めるきっかけとなったのが、メルケル首相と親しい関係にある、ドイツの名門サッカーチーム、バイエルン・ミュンヘンの会長、U.ヘーネスによる脱税事件である²。野党は、これが表面化したのは、過去の脱税を匿名での清算で許していた本条約に野党が反対した成果であると主張している(*Financial Times*, 2013.5.2.)。

これに対して、与党は、本条約が批准されなかったことは結果として脱税者を守ることになることを主張している(産経新聞、2013 年 4 月 30 日付)³。その意味は、本来、申告予定であった人々がこれを機に資金を移してしまうからである。実際、彼も、もともと、本条約で、清算することを望んでおり(*Japan Times*, 2013.4.24.)、他にも同様の考えを持った人々がいたと想像できる。たとえば、UBS において、西欧部門の資金流出が 2012 年第 4 四半期末にかけて強まったが、これは、ドイツがスイスとの条約を拒否したことも一因にあるという(ロイター、2013 年 2 月 5 日)。

C-3. 締結国の拡大へ

このように、ドイツとは締結できなかったが、英国およびオーストリアとは締結を済まして 2013 年 1 月 1 日に発効した。さらに、イタリアおよびギリシャと交渉中であり、のみならず、欧州内外の国々の中にも本条約に興味を示しているところがある(FDF⑤)。スイスとしては、今後、この方向で本条約の締結国を増やしていき、自動的な口座情報の交換を回避することを目指しているともみてよい。

注

1. 本合意の詳細の中身は、FDF のウェブサイト (<http://www.sif.admin.ch/themen/00502/00758/index.html?lang=en>)における、“How the tax agreements with the United Kingdom and Austria work” ないしは “Comparison of tax agreements ” を参照されたい。

2. 同氏は、2013 年 1 月にスイスの銀行に預けた隠し資産の存在を認め、同年 3 月に逮捕されたが(毎日新聞、2013 年 5 月 28 日付)、1 月に自己申告した際、320 万ユーロを追徴課税されたという(東京新聞、2013 年 5 月 5 日)。

3. ドイツ政府は、そうした主張をする一方で、信頼を回復するために、2013 年 4 月に、脱税者が自己申告をすることで訴追を免れる現行のルールを見直すと発言した(*Financial Times*, 2013.5.2.)。

D. フランスおよびドイツなど～盗難データの利用

フランスは、HSBC 銀行ジュネーブ支店から持ち出されたデータを 2009 年夏頃に購入したとされ、その後、同データを様々に利用している。もちろん、自国に関連した脱税の摘発にも利用しているが、のみならず、スペインやギリシャにも同データを渡した¹、とされる。それが、いわゆる、「ラカルド・リスト」である。そして、このフランスと並んで、あるいはそれ以上に盗難データを積極的に活用しているのがドイツである²。

ドイツは、2006 年以降、スイスの銀行関係者から流出したドイツ人の顧客情報入り CD を買い取り、脱税の摘発を進めていく中(東京新聞、2013 年 5 月 5 日付)、2010 年 2 月にフランスと同じ上記のデータを購入することを決めた³。その結果、脱税容疑を恐れた 800 人以上が期限を過ぎて申告し、その延滞税は数億ユーロに上ったという(東京新聞、2010 年 2 月 19 日付)。

とりわけ、ドイツ北西部で最大の人口を抱える、ノルトライン・ウエストファーレン州は熱心である。同州は、2010 年以降、ドイツ人顧客の情報を収めた CD を 6 枚購入し、この情報をもとに脱税者から 5 億ユーロを徴税しただけでなく、その「威嚇効果」もあって申告者からの税額は約 25 億ユーロにのぼったとされる(朝日新聞、2012 年 10 月 30 日付)。

これらの中に、スイスに関連したものがどれくらい含まれているのか、という詳細は不明である。しかし、スイスの銀行にはドイツ人資産家の預金が推定で 2000 億ユーロあり、その相当部分が未申告とみられることから(毎日新聞、2013 年 5 月 28 日付)、これからもドイツは盗難データそれ自体、ならびに、そのアナウンス効果により脱税の摘発を続けていくと予想される⁴。そのことは、上記のごとく、盗難データの利用を禁じたスイスとの新たな租税条約が批准されなかったことから想像がつく。

以上、フランス、ないしドイツを中心にした盗難データによる圧力は、スイスの「銀行機密」を維持する上で、これからも大きな圧力となる⁵。

注

1. もっとも、ギリシャでは当時のパパコンスタンティヌ財務大臣が勝手に「ラカルド・リスト」にあった親族の名前を削除したとされる等(産経新聞、2013 年 1 月 9 日付)、同「リスト」が有効に活用されていない側面もある。
2. 以下に示す、スイス以外にも、2008 年に、リヒテンシュタインにある LGT 銀行の盗難データを購入したケースは注目を集めた。その際、大手企業の経営者など 160 人以上から約 2900 万ユーロの税金を取り戻したという(ニューズウィーク、2010 年 2 月 17 日号)。
3. 2010 年から 2011 年にかけてクレディスイスのドイツ法人への調査、および行員を逮捕した際に、同データを利用したとされる(swissinfo, 2010.7.15.)。
4. 例えば、最近も、ドイツは、様々なスイスの金融機関にある 1 万人以上の顧客情報が入った CD を 400 万ユーロで購入し、これを基に 2013 年 4 月 18 日にドイツ国内の約 200 か所で税務当局が手入れをした(*Japan Times*, 2013.4.18.)。
5. ここでは、ドイツおよびフランスの脱税対策について、スイスに対して盗難データを

利用したケースに焦点を当てたが、もちろん、両国はそれ以外にも対策を講じている。これについて少し触れておくと、ドイツは、2013年4月に入って脱税対策の特別チームを設置する構想を発表している(日本経済新聞、2013年5月10日付)。他方、フランスは、オランダ政権における相次ぐ不祥事を受けて、新たな独立機関や部局を設けて、閣僚の申告した資産内容の検査や、企業や個人が適正に納税しているかを取り締まることを発表した(日本経済新聞、2013年5月10日付)。それら不祥事の中でも、脱税対策を担当していたカユザック予算担当大臣が、スイスに資産を隠し持ち、それをシンガポールに移した疑いで訴追され、結果、辞任したことは、当初、大統領が同氏を支持していただけに上記の一連の政策発表に大きな影響を持ったとみてよい。

2. スイスの銀行部門の動向～危機、および「銀行機密」への圧力の中で

2-1. スイスの銀行の対外取引¹

A.金融収支—銀行部門<図1参照>

—図1は、対象期間中の金融収支、およびその内訳を示したものであるが、そのうち、主に銀行部門の取引から成る「その他投資」をみると、危機時を中心に大きく流入超過をしていることがわかる。この場合の危機時とは、リーマン破綻直後、2010年上半期のギリシヤショック、2011年夏のイタリア・スペイン危機、および2012年5-7月の第2次ギリシヤショックを指す。

—なお、これらの時期においては、併せて「準備資産」も目立って増加しているが、これは、スイスフランの増価(圧力)に対処すべくスイスの中央銀行<SNB>が為替介入を行った結果である。

B.スイス所在銀行のスイス・フラン建て対外取引<図2参照>

—スイス所在銀行のスイス・フラン建て対外取引は、図2にあるように、対象期間中概ね流入超過にあるが、上と同様に、危機時を中心に大きな流入超過を確認できる。そのうち、2008年4Qを除く3つの危機の局面においては、非居住者からの預り入れが大きかった。—ここに、スイス・フランの持つ、「セーフヘイブン(逃避通貨)」としての特徴の一端をみてとることができる。

C.スイス国籍の銀行の対外取引<図3参照>

—2008年から2012年9月における、スイス国籍の銀行の対外取引をみると、図3のごとく、グロスでは、2008年および2009年の両年を通じて流出入は減少し続けたが、ネットでは、本期間を通じてスイス国籍銀行への流入超過にある。

—この限りでいえば、たしかに、グロスでは、スイス国籍銀行から資金が引き出されており、この点を強調して、スイスの銀行の弱体化と結びつける見方も可能であるが、その場

合、併せて、ネットでは、流入超過であり続けていることを留意する必要がある。

D. スイス所在銀行の地域別取引—ネット、グロスおよびシンガポール

(1) ネットの取引<図 4-1～図 4-3 参照>

スイス所在銀行のネットの地域別取引について、図 4-1 をみると、「オフショア」からの流入が変わらぬ規模で続く一方、リーマン破綻の 2008 年を境に「先進国」への流出が減少を続けている。そのため、対外取引全体で見ると、流出超過が年々減少していき、2011 年にはネットで流入超過に転じた。

ついで、その内訳をみていくと、そうしたネットの流入の多くを占める「オフショア」の中では、図 4-2 にあるように、英領のジャージーからの流入が最大である。その規模は、2007 年をピークに減少しているものの、2011 年においても、いまだ他の国・地域よりも大きい。

他方、ネットの流出の多くを占める「先進国」の中では、図 4-1 にあるように、米国や、「欧州」への流出が大きい。そのうち、2008 年を境にして、「欧州」への流出は大きく減少しており、これは、図 4-3 のように、その大部分を占める英国への流出が大きく減少に転じた結果であった²。その背景には、今次の一連の危機を受けて投資家がリスク回避の姿勢に転じ、投資を引き揚げたことがあったとみてよい。

(2) グロスの取引<図 5-1～5-2 参照>

グロスの取引は、図 5-1 にあるように、「先進国」との取引が中心であるが、その内訳をみると、「欧州」との取引が流出入ともに大きく、米国との取引がこれに続く。さらに、「欧州」の中では、図 5-2 にあるように、その多くが英国との取引である。上記のリスク回避モードへの転換を受けて、これら英米両国との取引が、2008 年および 2009 年と連続して大きく減少したこともあり、全体の流出入の規模も両年に大きく減少した。

(3) シンガポールとの取引<図 4-2、図 5-3 参照>

まず、スイス所在銀行からシンガポールへのグロスの資金流出は、図 5-3 にあるように、2009 年<181 億スイスフラン>を境にして、2010 年に 231 億スイスフラン、翌 2011 年に 256 億スイスフランと増加を続けているが、それほど目立って大きな規模ではない。

ついで、先記の図 4-2 でネットの取引をみると、2010 年は、2006 年以来となるスイス所在銀行からシンガポールへの 14 億スイスフランの流出超過に転じたが、その規模は小さいものであり、また、翌 2011 年は再びスイス所在銀行への 6 億スイスフランの流入超過となった。かくして、一部で指摘されるほど、スイス所在銀行からシンガポールへの大規模な資金流出は確認できなかった³。

(参考) スイス所在銀行と、ケイマンおよびジャージーとの取引が減少した背景

スイス所在銀行と、ケイマンおよびジャージーとの取引が減少したことについて多少触れておこう。世界同時不況と、世界の金融当局による監視の強化を受けて、ケイマンを始めとする「タックス・ヘイブン」に対する投資の抑制や、資金の引き揚げが活発になった（日本経済新聞、2009年7月17日付）。

まず、ケイマンを例にとれば、銀行資産はピーク時から20%減少、取引量は危機の間に40%減少、そして、ヘッジファンドは9%減少した、という(*The Economist*, 2013, 2.16., p.15)。この結果、歳入の中心を成す、企業の登録料、ならびにその更新手数料が減少するため、財政状況は厳しくなった。さらに、ケイマンの場合、危機以前の放漫財政がこの厳しさに拍車をかけた。こうした財政バランスの悪化を受けて、政府は、非居住の労働者に対する増税を計画したが、人口の40%を占める外国人居住者からの激しい反対を受けて断念した(*The Economist*, 2013, 2.16., p.15)。

次に、ジャージーについていえば、厳格な規制をアピールポイントに変えようとしたところ、ダーティービジネスのみならずクリーンなものまで追い払う形になってしまった(*The Economist*, 2013, 2.16., p.15)。その結果、発生した財政バランスの悪化に対して、財・サービスに係る一種の付加価値税(VAT)を3%で導入し、その後、さらに、5%に引き上げた(*The Economist*, 2013, 2.16., p.15)。

このように、両地域では、海外投資家による投資の引き揚げが、ヘッジファンド等の登記を減らし、結果として歳入の減少を招いたため増税措置をとった(日本経済新聞、2013年5月10日付)。のみならず、両地域は、宗主国の英国との間で、最近、銀行口座の情報を自動的に交換することで合意し(日本経済新聞、2013年5月10日付)、さらに、2013年6月には、OECDの進める税に関する国際的な連携協定に加わることで合意した(東京新聞、2013年6月16日付)⁴。これらの動きは、いわゆる「タックスヘイブン」として、これまで外資を引きつけてきた両地域の持つ魅力を減じるものであるため、今後の動向に注目したい。

注

1. 以下では、スイスの銀行の対外取引について様々な角度から考察していくが、使用するデータについては、主として執筆時に入手できたものとする。ただし、報告時までに更新されたデータについては、報告の際に可能な限りフォローしていきたい。

2. この時期における、クロスボーダーの資金フローについて1つの目安を提示すると、たとえば、危機以前のピークに比べて60%以上縮小し、2009年には1995年以降で最低となる1.7兆ドルに落ち込んだこと、なかでも英国の資金フローは、同国の持つ、世界の金融取引の中心としての役割を反映する形で最大の落ち込みとなり、2007年から2011年の間に82%減少したこと等が指摘されている(*Financial Times*, 2013.2.18.)。

3. その点を指摘するのであれば、むしろそれら2つの図から次の3つを確認されたい。第1は、リーマン破綻を境に、それまで最大であった、ジャージーからの流入と、ケイマ

ンへの流出が比較的大きく減少したこと<その背景については以下(参考)を参照>、第 2 は、結果として、代わりに英領西インド諸島との取引が中心になったこと、および、第 3 は、同じ「アジア」の中ではシンガポールよりも香港への流出の方が大きいことである。

4. これら合意は、ケイマンおよびジャージーだけでなく、バージン諸島やマン島などを含む英領・王室属領との間でなされたものであったが、これら自治政府は口座の全容を把握していないため、本合意の実効性を疑問視する声も多いという(日本経済新聞、2013年5月10日付)。

2-2. スイスの主要各行の対応～プライベートバンキング業務

今次の一連の危機、ならびに、先記の「銀行機密」への圧力を受けて、スイスの銀行は、業務の変革を迫られていく。

まず、スイスの二大銀行である、UBS およびクレディ・スイスは、程度の差こそあれ、富裕層を対象にしたプライベート・バンキング業務にこれまで以上に力を注ぐことに決めた。とりわけ、UBS は、業務の中心を投資銀行部門からプライベートバンキング部門にシフトさせることをより明確に打ち出した姿勢が好感されたこともあって(ブルームバーグ、2013年4月23日)¹、この政策転換を発表した2012年10月以降、株価は約20%上昇している(ブルームバーグ、2013年7月15日)²。今後、両行は、プライベートバンキング部門におけるもう1つの雄である米銀との競争、さらには、「バーゼルⅢ」ないしスイスの金融当局による自己資本比率規制等の課題をクリアしていくことが求められる³。

次に、それら富裕層を対象に長年業務を行っている、いわゆる独立系プライベート・バンクについてみていくと、近年注目すべき1つの変化がある。それは、これまでの「無限責任」の家族所有型から、「有限責任」の株式会社型へのシフトである。すなわち、前者のタイプでは、何らかの損失が発生すると、パートナーがその全責任を負うことになるため、これを回避しようとするものである。

かかるシフトは、これまでも、たとえば、最近、買収等を通じて規模の拡大を図っているジュリアス・ベア等にみられた⁴。のみならず、ピクテ<1805年創業>やロンバー・オデイエ<1796年創業>といった長い歴史を持った大規模なプライベート・バンクがシフトを決めたことは注目に値する⁵。結果、独立系プライベート・バンクは、第2次大戦時には60行ほどあったが、9行に激減することになり(swissinfo, 2013.2.22.)、さらに、その残る9行も今後こうした株式会社型への移行の流れに追随する可能性を除外できないという(*Financial Times*, 2013.2.11.)⁶。

それでは、これらスイスの銀行が、プライベート・バンキング業務において、どれくらいの資金を預かっているのか、について1つのデータをみてみよう。調査会社のスコーピオ・パートナーシップが2012年7月10日に発表した、200社余りを対象にしたランキングによれば、2012年末時点で、上記のUBS<第1位、1兆7050億ドル>およびクレディス

イス<第5位、8546億ドル>の二大銀行のみならず、ピクテ<第10位、3222億ドル>、ジュリアスベア<第16位、2008億ドル>、やロンバー・オディエ<第19位、1755億ドル>といったプライベートバンクを加えた5行が上位20位以内にランクインしている(ブルームバーグ、2013年7月10日)⁷。

しかし、今後のことを考えた場合、不安な点の1つは、これらスイスの銀行にある富裕層からの預かり資産のうち、約半分を占める「西欧」の富裕層から資金が流出していることである。実際、2011年に2.2%減少し、その後も透明性の向上や、新しい厳格な課税の合意に向けた動きを受けてかなり減少するとの予想もある(B.C.G.①, 2011, p.10)。そこで、その代わりとなる市場の1つとして、新興市場の富裕層をいかに取り込んでいくか、ということが新たな課題として浮上する。とくに、保有する資産の規模や、今後の伸びを考えた場合、アジアの富裕層は重要なターゲットである⁸。今のところ、アジアの人々の資産運用先として、オフショア金融センターの中で多くのシェアを占めるのが香港と、シンガポールである。両者は、近い将来、スイスを追い抜くとの見方もあり⁹、実際、スイスの各銀行も両地域での活動に力を注いでいる¹⁰。

ただし、2012年の時点では、オフショア金融センターにおける資金の預け先として、両者を合わせても1.2兆ドルであり、これはトップにあるスイス<2.2兆ドル>の半分程度の規模にすぎない(B.C.G.②)。別の見方をすれば、かかる事実は、従来から指摘される政治・経済の安定や、強い通貨といったスイスの魅力に加え、危機に伴う不確実性が「安定性」というスイスの伝統をより魅力的なものにした結果、スイスに資金が集まっているとも言える。たとえば、米国およびドイツの税当局による必死の追跡にもかかわらず、スイスの銀行の運用資産をみると、危機の間の2008・2009年においてネットの新規資金が流入しているが、その多くは途上国からのものであり、それら人々が税を逃れるよりも、安定した隠れ家を欲したことによるという(The Economist, 2010.10.30.)¹¹。

さらに、キプロスでの危機以降、投資家がカントリーリスクに敏感になっていることから、人々をスイスに向かわせるとの見方もある(*Financial Times*, 2013.6.18)。これらの動きは、スイスへの投資目的として、必ずしも租税回避がメインな投資家ばかりではないではないことを示すものである。

以上のごとく、今次の一連の危機ないし、「銀行機密」への圧力を受ける中で、スイスの銀行がプライベート・バンキング業務に活路を見出し、それに取り組んでいる様を明らかにするとともに、少なくとも現時点において、スイスは、同業務を行う金融機関としても、また、それら資産の運用場所としても、世界の中で有力な地位にあることを指摘した。

注

1. なお、本措置は、UBSが投資銀行部門を全て処分するのではなく、収益性の悪化した債券投資から撤退し、投資顧問や株式投資など自社が強みを持つ分野に専念する、というものである(日本経済新聞、2012年10月31日付)。これに関して、UBSのCEOは投資銀

行と他のビジネスとの連携が成功している例を挙げながら「焦点を絞った」投資銀行を持つ戦略の正しさを語っている(ブルームバーグ、2013年6月4日)。例えば、ウエルスマネジメント部門と、投資銀行部門がコラボする場合、顧客の富裕層の中にいる企業家に対して、最初に投資銀行部門によって支援し、次にウエルスマネジメント部門でそれら人々の資産を運用する(*Financial Times*, 2013.5.7.)。この1つの成果が、現地の富裕層と築いた関係を活かして、東南アジアの株式発行引き受けで6年ぶりにUBSが首位に返り咲いたことにみられる(ブルームバーグ、2013年7月19日)。

2. 2013年上半期の業績をみても、UBSのプライベートバンキング部門には、1Qには150億スイスフラン、2Qには101億スイスフランの純流入がみられ、新規顧客の獲得が続いていることがわかる(ロイター、2013年4月30日、7月22日)。

3. スイスの金融当局は両行に対して、健全性を証明するものとして、「バーゼルⅢ」よりも高い自己資本比率を求めていた。しかし、リスク評価の内部モデルの変更や、リスク資産を集中的に減らすことで同比率を引き上げる銀行があったことから、同指標に対して疑問が生じた(ブルームバーグ、2013年5月31日)。そのため、最近では、総資産に対する資本の割合、「レバレッジ・レシオ」を主たる監視の対象にしている。両行のそれは現在約2.3%であるが、2019年末までに最低3.1%をクリアする必要がある(*Financial Times*, 2013.6.21.)。

4. ジュリアス・ベアのみならず、現在、プライベートバンキング部門において多くの合併がみられる。クレディスイスが、モルガンスタンレーや、HSBCから同部門を買収して業務の拡大を進めていることはほんの1例にすぎない。このような動きは、簡単に言えば、一連の危機による打撃、およびバーゼルⅢによって課される厳しい自己資本要件を受けて、コアビジネスを強化して、それ以外の部門を処分したい大銀行と、コストの負担が過大となった小規模の金融機関がそれぞれ売却を決め、これに、スイスの銀行などコアビジネスとしてプライベートバンキングを選んだ金融機関が買収に乗り出すという図式である(*Financial Times*, 2013.5.7.)。

5. ただし、両行とも株式は発行するものの、創業家が株の大半を持ち続ける(swissinfo, 2013.2.22.)。

6. このように、独立系プライベート・バンクにおいて、所有形態が変更されている理由として、たとえば、ロンバー・オディエの共同パートナーの1人である、P.オディエはインタビューで、これは、我々が直面する将来の挑戦を手助けしてくれる前向きな措置であり、とくに、透明性と、効率性の向上が主たる理由である、と述べている(*Financial Times*, 2013.5.2.)。しかし、米国による起訴を受けて結果的に廃業に追い込まれたウェゲリンに、「無限責任」型の難しさをみたとの指摘も少なくない(swissinfo, 2013.2.22.)。

7. ちなみに、別の調査会社PAMインサイトが公表した2012年のランキングでは、バンクオブアメリカと、モルガン・スタンレーの運用資産が1兆8000億ドルでトップにあり、

UBS は 1 兆 7474 億ドルで僅差の 3 位であった(ブルームバーグ、2013 年 7 月 17 日)。

8. 富裕層<居住用不動産を除く金融資産を 100 万ドル以上持つ人々>は、2012 年にアジアに 368 万人おり、その資産合計額は 12 兆ドルになるという。これらは、いずれも「北米」に次ぐ第 2 位であるが、近い将来、首位を奪い返すとの見方がある(ロイター、2013 年 6 月 19 日)。たとえば、BCG のレポートによれば、日本を除くアジアの資産は 5 年後の 2017 年には倍になり、「北米」を上回るという(*Financial Times*, 2013.5.31.)。その際、注目されるのは、ある調査によれば、日本を除くアジアにおける民間の富は約 14 兆ドルあるが、そのうちプライベートバンクに向かっているのは 3 兆ドルに過ぎないという点である(*Financial Times*, 2013.5.7.)。これは、参入の余地がかなり大きいことを示すものである。そのため、アジアでは、金融危機以降も、多くの銀行がウエルスマネジメントの拠点を撤退する以上に開設したり、また、ローカルの金融機関も同ビジネスを始めたりしている(*Financial Times*, 2013.5.8.)。

9. ちなみに、シンガポールがスイスに追いつくまでの時期については様々な見解があり、2 年以内というものがあれば(ロイター、2013 年 7 月 5 日)、なかには、南米、東欧、中東およびアフリカといった、高成長地域からの資産流入による利益により、近い将来にわたって最大のオフショア金融センターであり続けるとの見方もある(B.C.G.①, 2011, p.11)。

10. たとえば、UBS は、世界的には 1 万人を削減する予定である中、アジアでは向こう 3 年で 10%増やすという計画を発表したり(ブルームバーグ、2013 年 4 月 10 日)、他行から有能な人材を集めてアジアに配置したりしている(ブルームバーグ、2011 年 12 月 5 日)。

11. このような「安定性」を求める投資態度は、概して、新興市場の投資家にみられる。たとえば、スイスに対する投資に限定されないが、ロシアや中国などは、金融問題や政府の介入によって国内の銀行が必ずしも安全ではないことへの恐れを反映した投資行動をとり、また、今後、かかる投資を牽引していく新興市場の富裕層も地理的な多様性や、政治の安定を求めているという(*Financial Times*, 2013.5.31.)。

補論 I 今次の一連の危機がスイス経済に及ぼした他の 2 つの影響

今次の一連の危機がスイス経済に及ぼした影響として、本報告で取り上げた「銀行機密」に対する影響以外にも無視することのできない、他の 2 つの影響がある。ただし、先記のごとく、これらについては、以前の学会報告等でも取り上げているので、ここでは簡単に触れておくことにしたい。

その 1 つは、投資家による当座のリスク回避を受けた、「セーフ・ヘイブン(避難通貨)」たるスイス・フランへの需要の増加である。この点については、外為市場において、危機時にスイス・フランが増価していることから、また、証券市場において、これらの時期にスイス連邦債の利回りが低下していることから確認することができる。なお、かかる増価を受けて、SNB は為替介入、および上限ペッグの導入によって¹、また、スイスの二大銀

行はマイナス金利の導入によって対応した²。それぞれ一定の効果を上げているが、とくに、上限ペッグの導入は、その後の為替相場の安定に寄与したとあってよい。

いま1つは、先進国の財政バランスの悪化を受けたスイスの「タックス・ヘイブン」政策への圧力である。この点については、スイス国内における、各種優遇措置に対する国内外からの圧力という視角から簡単に触れておこう。

そこには、まず、低い税率と³、優遇措置を通じた各州間の競争がある⁴。こうした動きに対して、超国家レベルで、また、国レベルで海外からの批判があるが、のみならず、国内の批判もある。その主な理由は、人口の増加(満員電車や交通渋滞など)、不動産価格の高騰、景観の乱れ、労使間の所得格差の拡大、および財政赤字や「財政調整」制度(Finanzausgleich)による負担⁵、などである。そして、かかる批判は、具体的に、各州における、法人、ないし個人(富裕な非居住者)に対する優遇措置の廃止を求める動きとなって表れており、実際、法人税率の引き上げ、「一括税」の廃止⁶、別荘の取得に対する制限、および企業幹部の報酬抑制などにみられる。

注

1. SNBは2011年9月に1ユーロ=1.20スイスフランの上限を設け、これを上回るスイスフランの増価については無制限の介入で対抗することを決めた。

2. クレディスイスならびにUBSの2つの巨大銀行は2012年12月に相次いで金融機関との取引を対象にマイナス金利を導入した。本措置を導入した背景には、資本流入の抑制に加え、低金利に伴う資産の運用難により利息の支払いが難しくなることや、新たな自己資本比率規制を貸出しの圧縮で対応しようとしているこれら各行にとって預金を増やす必要に迫られていないこと等があるという(日本経済新聞、2012年12月21日付)。

3. 法人税率は、連邦レベルでは8.5%で共通であるが、州レベルでは2.25%から14.25%まで大きな差がある(田中、2012年、97頁)。この場合、概して、中央スイスの州における税率が低い。この他にも、自治体レベルでの課税や、資本税なども課されるが、概ね、他の先進国に比べると低い水準にあるとあってよい。

4. 連邦財務省によると、スイスには、2009年に法人登録している企業の数が33万4519社あり、税制優遇措置を受けていたのは、そのうち約7%に当たる2万3524社であるが、これら企業が連邦に支払った法人税収は38億スイスフランであり、これは、全体<82億スイスフラン>の約半分に相当する額である(swissinfo, 2012.11.16.)。

5. 「財政調整」制度とは、経済力の強い州から財政基盤の弱い州へとお金を分配して各州の経済格差を埋めることを意図したものである(swissinfo, 2012.11.16.)。

6. 「一括税」とは、年収が200万スイス・フラン以上の人々を対象に、各州が所得税および資産税を低く計算するもので、年間半年以上住めば母国での収入や資産に課税されないため、母国での税の支払いに比べて9割以上の節税になるという(朝日新聞、2012年2月7日付)。

補論Ⅱ シンガポールの位置づけ～3つのポイント

ここでは、本報告の趣旨と関連する範囲でシンガポールについて次の3点を指摘しておきたい。

まず、近年のスイスとシンガポールとの資金フローに着目した先行研究についてである。近年のスイスの「銀行機密」への圧力により、スイスの銀行から資金の流出が相次ぎ、とくに、それがシンガポールに向かっていると指摘した先行研究は、おおよそ次の3つに大別できる。第1は、裏付けとなるデータを明示せずに指摘しているもの、第2は、同様の指摘ではあるがデータを提示する難しさを付言しているもの、および、第3は、裏付けとなるデータとともに示しているものである。なお、これら3つのうち、3番目のタイプは最も少なく¹、ここに本報告の1つの意義がある。

ついで、シンガポールの地域別取引についてである。データの制約もあって、シンガポールの観点から地域別の資金フローを明らかにすることは難しいが、比較的これに近いデータとして、シンガポール所在銀行のオフショア勘定の地域別取引データを使って、おおよその状況を確認しよう。ここ数年の取引をみると、図6のごとく「東アジア」と、「欧州」が主たる取引相手である。その中身をみると、「東アジア」に対しては、リーマン破綻直後に落ち込んだ流入が回復していることが、また、「欧州」に対しては、流出超過から流入超過へと転じていることがわかる。この限りで言えば、アジアに加えて、近年、欧州からも資金が集まっているとみてよい。

最後に、シンガポールがスイスに比べて情報交換に前向きな姿勢にあることを触れておこう。シンガポール通貨庁は、2013年5月9日に、国際機関とともに、さらには、米英など個々の国々とともに協力して税に係る犯罪と戦い、その際、銀行や信託の情報の交換も考慮に入れることを発表した(MAS, 2013)。

注

1. 同タイプの先行研究としては、たとえば、リーマン破綻や、2009年3月のスイスによる「銀行機密」の緩和の時期を対象に、香港およびシンガポールの最大手銀行のリテールまたはウェルスマネジメント部門の手数料収入や利益が2008年下期に比べ2009年上期はむしろ減少していることから、この時期に恩恵を受けたのは香港およびシンガポールであるとの声が多いことに対して否定的な指摘をしているものがあれば(堀江、2009、88頁)、反対に、同時期において、地元紙によればスイスからシンガポールへの資金移動は、数十億スイスフラン規模にもなることから、資産を動かす先として最も好まれているのがシンガポールであるとの指摘もある(『週刊エコノミスト』、2009年6月16日号)。さらには、何年もの間、オフショア世界ではスイス、ジャージーおよび他の欧州センターからマネーが東へ向かっているとの噂で溢れていたが、シンガポールおよび香港で運用された欧州からの資産の割合は過去3年で1%上昇したに過ぎず、トータルでも8-9%であることから、

誇張があったかもしれないとの指摘がある(*The Economist*, 2013.2.16)。

補論Ⅲ スイスの「銀行機密」とリヒテンシュタインの「財団」

リヒテンシュタインは、スイス・フランを使用していることや、通貨協定に基づいてスイスの中央銀行に統計の報告義務を有すること、さらには、同国の上位 3 行はスイスの銀行協会に加盟することなど、スイスと密接な関係にある(植田、1999、163 頁)。それゆえ、スイスの銀行機密を論じる上で無視できない存在である。詳しくは、別稿に譲るが、ここでは、リヒテンシュタインの「財団」についてのみ触れておくことにしたい。

リヒテンシュタインにおける「財団」制度は、脱税の温床とも言われ、その数は 5 万あるとされる。登録の必要が無いため 97%は公的な登録が無く、設立者の名前も秘密であるが、スイスの金融機関の利用が多いという(徳田、2008、42 頁)。加えて、同制度は、リヒテンシュタインの国内法で守られているので、スイスの「銀行法」と併用すれば「ダブルセキュリティ」になり、外国からの追跡が難しいという(O.ロース、2006 年、180-182 頁)。

その点は、米国も認識しており、同国の財団データの引き渡しを求めていく中で(ブルームバーグ、2013 年 3 月 25 日)、最近、同国の 1 つの有力行と合意するなど(*Japan Times*, 2013.8.1.)、着々と包囲網を狭めている。

まとめ

本報告の検討の結果は、およそ以下のごとくであった。

1. スイスの「銀行機密」に対する多方面からの圧力は厳しいものがあり、徐々に緩和の方向に進んでいる。また、かかる圧力は、いましばらく続くと予想される。そうした状況下で、現在は、「銀行機密」を堅持するのか、それともオープンの方に舵を切るのか、という今後の進路を選択する重要な時期にある。

今のところ、口座情報の自動的な交換という究極的な要求に対してはスイス政府も頑なに拒否している。加えて、議会第 1 党の国民党や、多くの国民も「銀行機密」の堅持を支持しているため、スイスの「銀行機密」に打撃を与えるような合意が政府間でなされたとしても、議会での批准や、国民投票をクリアするハードルは高い。このことから、少なくとも現時点で、スイスの「銀行機密」に関する規定を大幅に改定することは容易でないと考える。

2. スイスの銀行の対外取引をみると、リーマン破綻等を受けて、投資家がリスク回避的になったこともあり、危機時において、「その他投資(銀行部門)」、ないしスイス所在銀行のスイスフラン建て取引に大きな流入超過がみられた。これは、スイスフランの持つ「セイフヘイブン(避難通貨)」の特徴を示したものである。また、そのような危機の中でも、スイス国籍の銀行は継続してネットの流入超過にあり、さらに、スイス所在銀行のネットの資金フローもジャージーを始めとする「オフショア」からの流入がほぼ変わらぬ一方で、

リーマン破綻を境に「先進国」への流出が減少していった結果、対外取引全体でみると、流出超過が年々減少していき、2011年には流入超過に転じた。

そのうち、シンガポールとの取引に着目すると、グロスの取引では、たしかに、2010年、2011年と、スイス所在銀行からシンガポールへの流出が増加しているものの、他国と比べてさほど大きくない水準である。さらに、ネットの取引では、2010年には2006年以来となるシンガポールへの流出超過に転じたものの、その規模は小さいものであり、また、2011年には再びスイス所在銀行への流入超過となった。このようにみえてくると、スイス所在銀行からの資金流出が相次ぎ、それがとりわけシンガポールに向かったとする一部の指摘は実態を多少誇張していると言ってよい。

3. スイスの二大銀行は、一連の危機によって大きな打撃を受けたことから、富裕層を対象にしたプライベートバンキングにこれまで以上に力を注ぐことに決め、現在、同部門の預かり資産額で世界のトップレベルにある。加えて、長い歴史を持つ同国の独立系プライベートバンクも「無限責任」型から「有限責任」型に転じ、より積極的な業務展開を図るものも出てきて、現在、同預かり資産額で数行が上位にランクインしている。

他方、「銀行機密」や、政治・経済の「安定性」等を背景に、資金の預け先として、スイスはオフショア金融センターの中でも、他の国・地域を大きく引き離して第1位にある。したがって、これらについてみる限り、スイスの金融機関や、その資金預け先としての魅力について、少なくとも現時点で悲観的な見解を示すことは早計であると考ええる。

4. これらに加えて、補論では、3つのテーマを取り上げたが、その中では、シンガポール所在銀行のオフショア取引において、「アジア」と並んで近年「欧州」からのネットの流入が大きいことや、スイスの銀行と緊密な関係にあるリヒテンシュタインの「財団」にも最近、米国の追跡が迫っていること等を指摘した。

以上、たしかに、スイスの「銀行機密」は侵食され始め、スイス所在銀行からシンガポールへのグロスの資金流出が規模は小さいながらも近年増加していることは一部の指摘にあるとおりである。しかし、実態を詳しくみると、これら以外の点については、誇張や異なる結果もみられた。とはいえ、スイスの銀行にとって当面の間は今後の動向を左右する重要な局面が続くことが予想されるので、引き続き状況を注視していきたい。

*引用文献

1. 本、論文

植田健嗣、1999、『ミニ国家「リヒテンシュタイン候国」』郁文堂。

楠本 博・勅使川原 明 監修、永井隆昭編、2010、『スイス銀行』日刊工業新聞社。

沢井智裕、2009、『世界金融危機でも本当のお金持ちが損をしなかった理由』大和書房。

田中 良、2011、「全世界所得課税確保のための海外金融資産・所得の把握手法—米国の適格仲介人(QI)レジーム・FATCA レジームの展開—」日本銀行金融ディスカッション・ペー

パー・シリーズ、2011-J-10.

田中俊久、2012、「デザイナー・レート・タックスに関する考察—スイス税制を中心に—」、
『論叢』(税務大学校)第75号、1-99頁。

田中文憲、2003、「スイスにおけるプライベート・バンキングの発展」、『紀要』(奈良大学)第
31号、1-16頁。

徳田郁生、2008、「スイスとリヒテンシュタイン—2つの不思議な小国について」『ファイ
ナンス』9月号、36-43頁。

古橋隆之、2011、『新版 富裕層の新納税術 海外タックス・プランニング』綜合法令出版。

堀江大介、2009、「ウェルスマネジメント業界の構造変化」『知的資産創造』2009年11月
号、88-89頁。

増井良啓、2011、「租税条約に基づく情報交換：オフショア銀行口座の課税情報を中心とし
て」『金融研究』第30巻第4号、253-312頁。

C.シャヴァニユー&R.パラン『タックスヘイブン』(杉村昌昭訳)作品社、2007年。

N.フェイス『秘密口座番号』(斉藤精一郎訳)日本放送出版協会、1982年。

B.ボンハーグ他、『スイスの歴史』(スイス文学研究会訳)明石書店、2010年。

O.ロース、『プライベートバンク 本当の使い方』(大楽祐二訳)ダイヤモンド社、2006年。

2. 新聞、雑誌—引用箇所の日付は本文中に記載。

朝日新聞

産経新聞

東京新聞

日本経済新聞

毎日新聞

Japan Times

Financial Times

『週刊エコノミスト』

『ニューズウィーク』

The Economist

3. ウェブサイト

—トーマツ(引用記事の日付は本文中に記載)

<ホーム>http://www.tohmatsu.com/view/ja_JP/jp/industries/fi/fatca/index.htm

—ブルームバーグ(引用記事の日付は本文中に記載)

<ホーム><http://www.bloomberg.co.jp/>

—ロイター(引用記事の日付は本文中に記載)

<ホーム><http://jp.reuters.com/>

—swissinfo(引用記事の日付は本文中に記載)

<ホーム><http://www.swissinfo.ch/jpn/index.html>

—B.C.G.(Boston Consulting Group)

① https://www.bcgperspectives.com/Images/BCG_The_Battle_to_Regain_Strength_May_2012_tcm80_106998.pdf

② https://www.bcgperspectives.com/content/articles/financial_institutions_growth_trends_offshore_wealth_global_wealth_2013/

—FDF(Federal Department of Finance)

① <http://www.efd.admin.ch/NSBSubscriber/message/attachments/27001.pdf>

② <http://www.sif.admin.ch/themen/00502/00806/index.html?lang=en>

③ <http://www.sif.admin.ch/dokumentation/00513/00772/index.html?lang=en&msg-id=49574>

④ <http://www.sif.admin.ch/themen/00502/00807/index.html?lang=en>

⑤ <http://www.sif.admin.ch/00488/index.html?lang=en&msg-id=47158>

—KPMG

<http://tax.kpmg.or.jp/knowledge/fatca/2013/fatca-news-20130620.html>

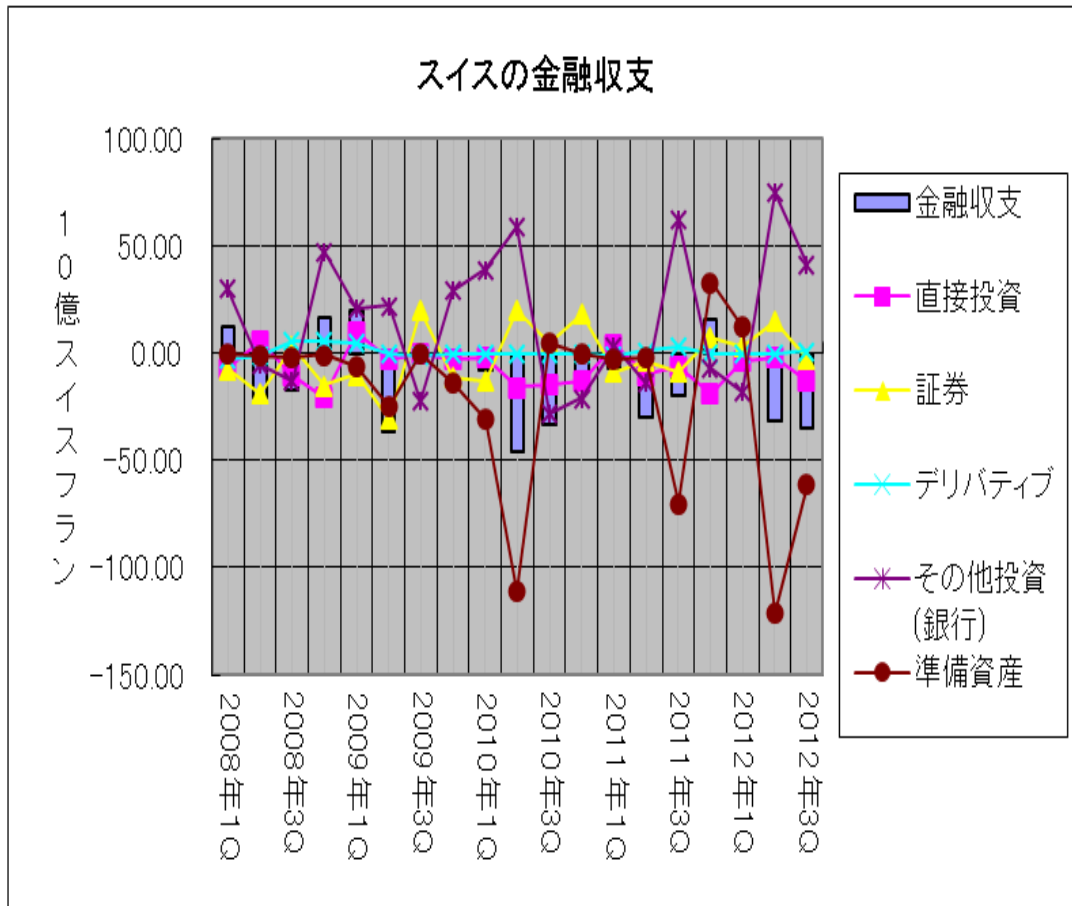
—MAS(Monetary Authority of Singapore)

<http://www.mas.gov.sg/News-and-Publications/Press-Releases/2013/Singapore-Fully-Committed-to-Co-operating-in-fight-against-International-Tax-Offences.aspx>

—OECD

<http://www.oecd.org/dataoecd/38/14/42497950.pdf>

図1

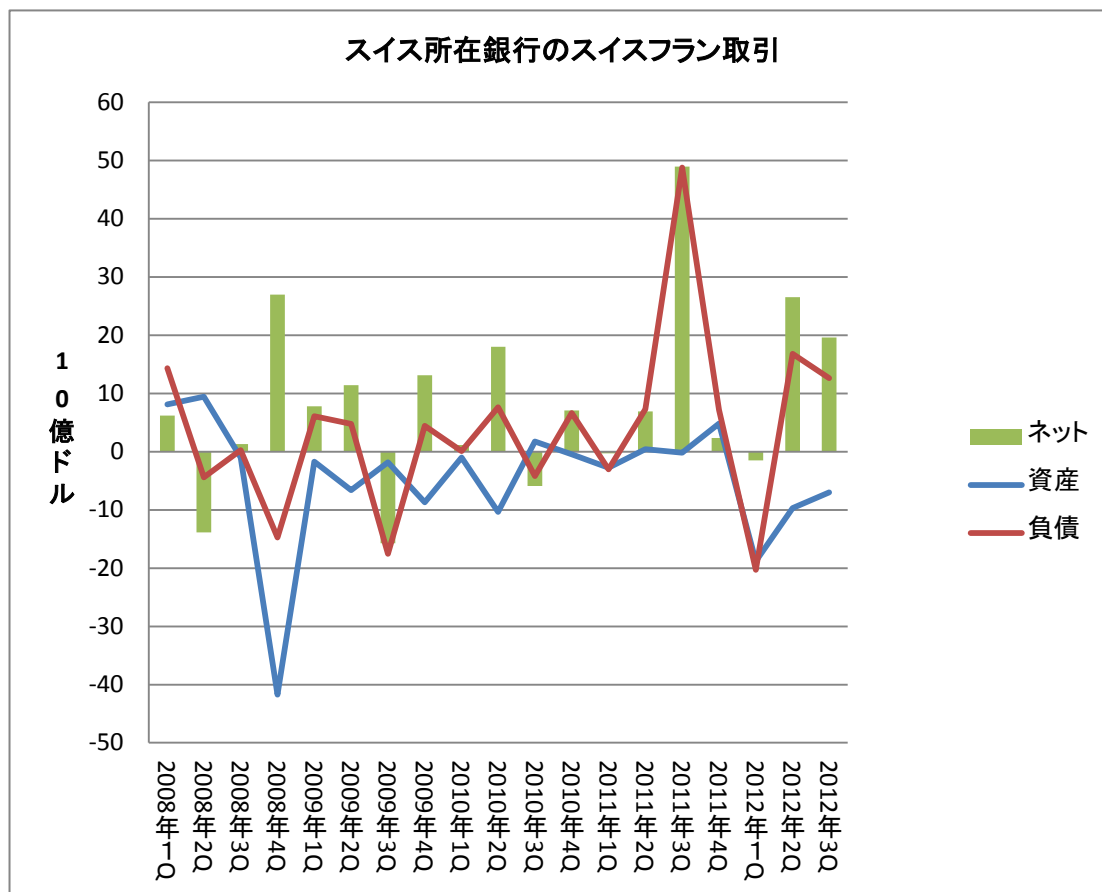


(出所)SNB, Swiss Balance of Payments (quarterly estimates)(http://www.snb.ch/en/iabout/stat/statpub/bopq/bopq_Tab_Ueb)のFinancial accountの時系列データより作成。

注

図中のプラスはスイスへの資金の流入、マイナスはスイスからの資金の流出を示す。

図2

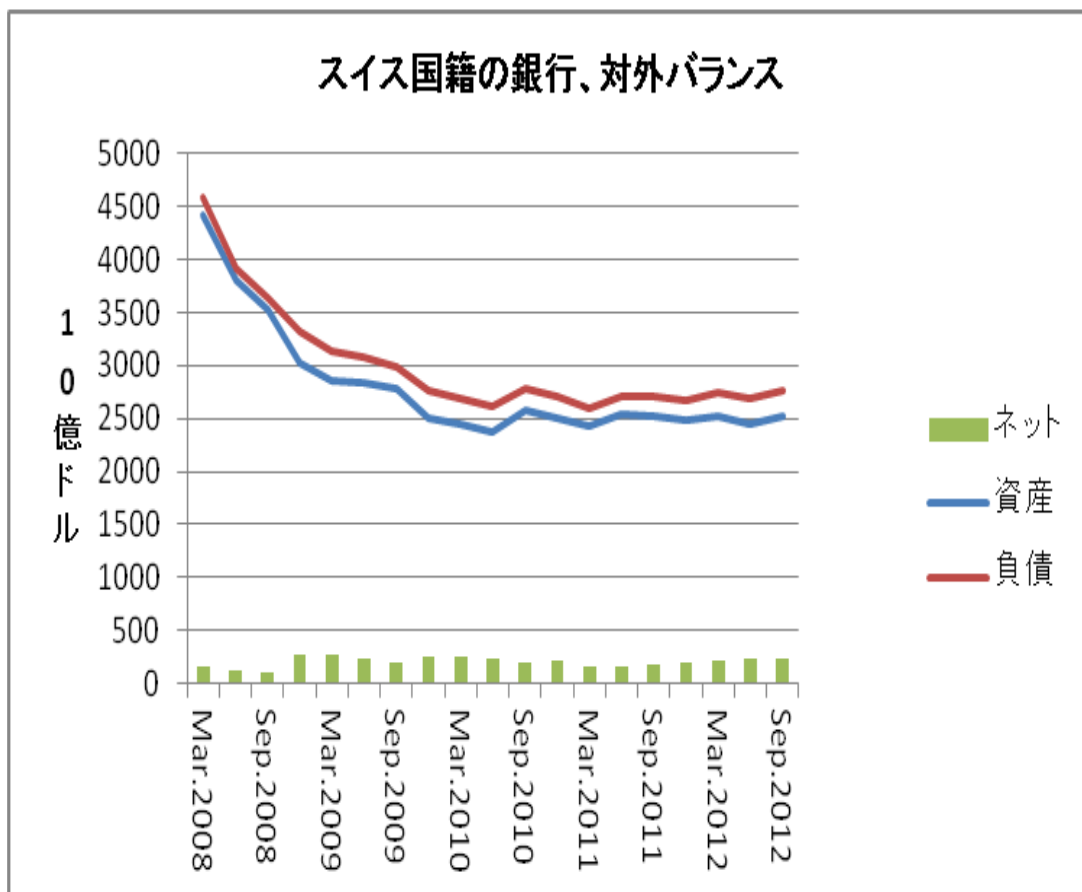


(出所)BIS, Locational banking statistics(<http://www.bis.org/statistics/bankstats.htm>), T-5A 時系列データより作成。

注

図中の「ネット」は、「負債」から「資産」を差し引いたものであり、プラスは資金の流入超過を、マイナスは資金の流出超過をそれぞれ示す。

図3

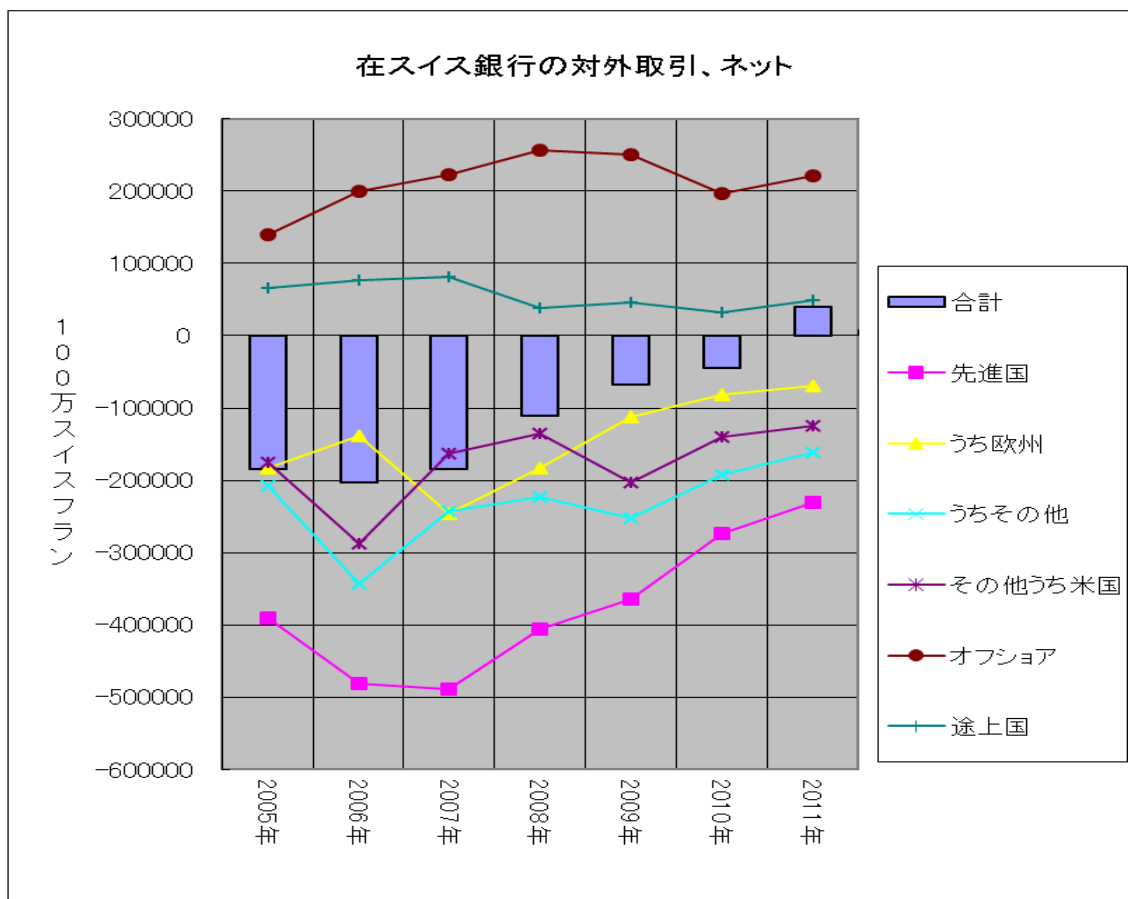


(出所)BIS, Locational banking statistics(<http://www.bis.org/statistics/bankstats.htm>), T-8A 時系列データより作成。

注

図中の「ネット」は、「負債」から「資産」を差し引いたものであり、プラスは資金の流入超過を、マイナスは資金の流出超過をそれぞれ示す。

図4-1

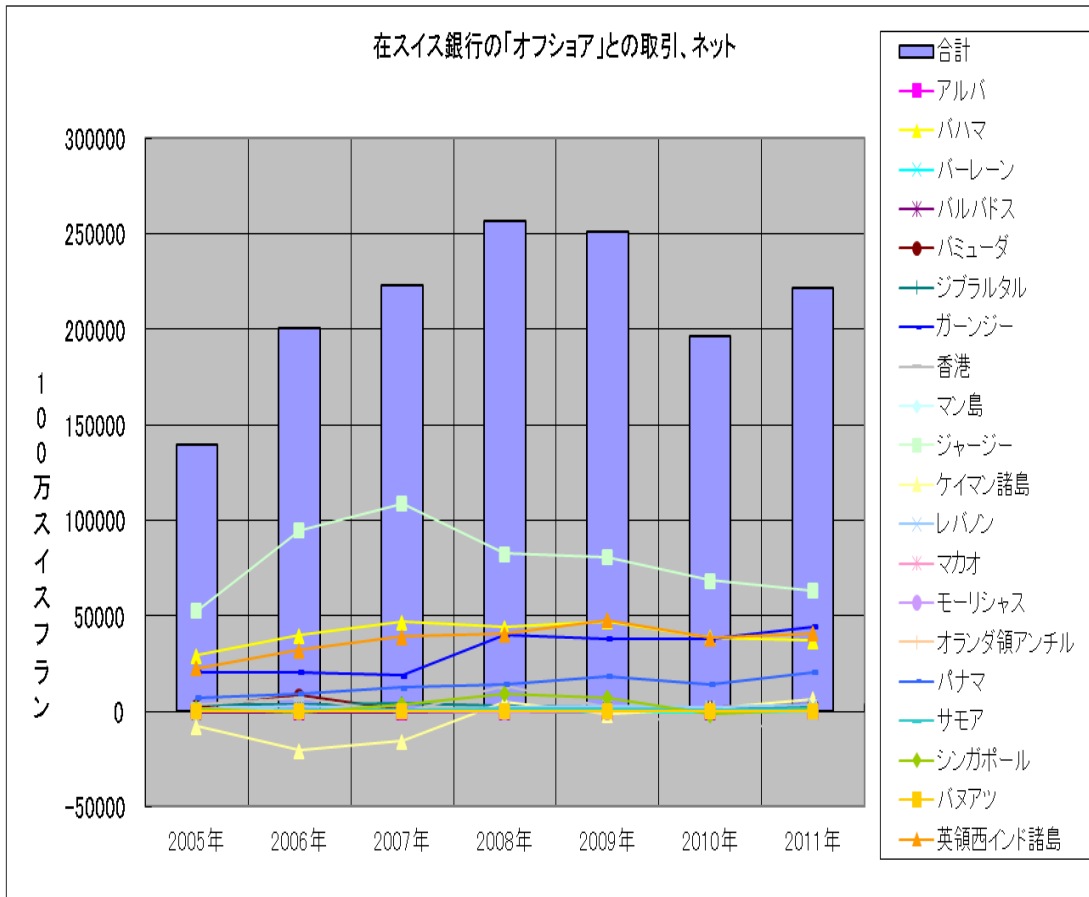


(出所)SNB, Banks in Switzerland 2012, Geographical Breakdown(http://www.snb.ch/en/iabout/stat/statpub/bchpub/stats/banken/banken_bLaender_D32)における、Banks:Assets、および Banks:Liabilitiesより作成。

注

図中のプラスは在スイス銀行へのネットの資金流入を、マイナスは在スイス銀行からのネットの資金流出を示す。

図4-2

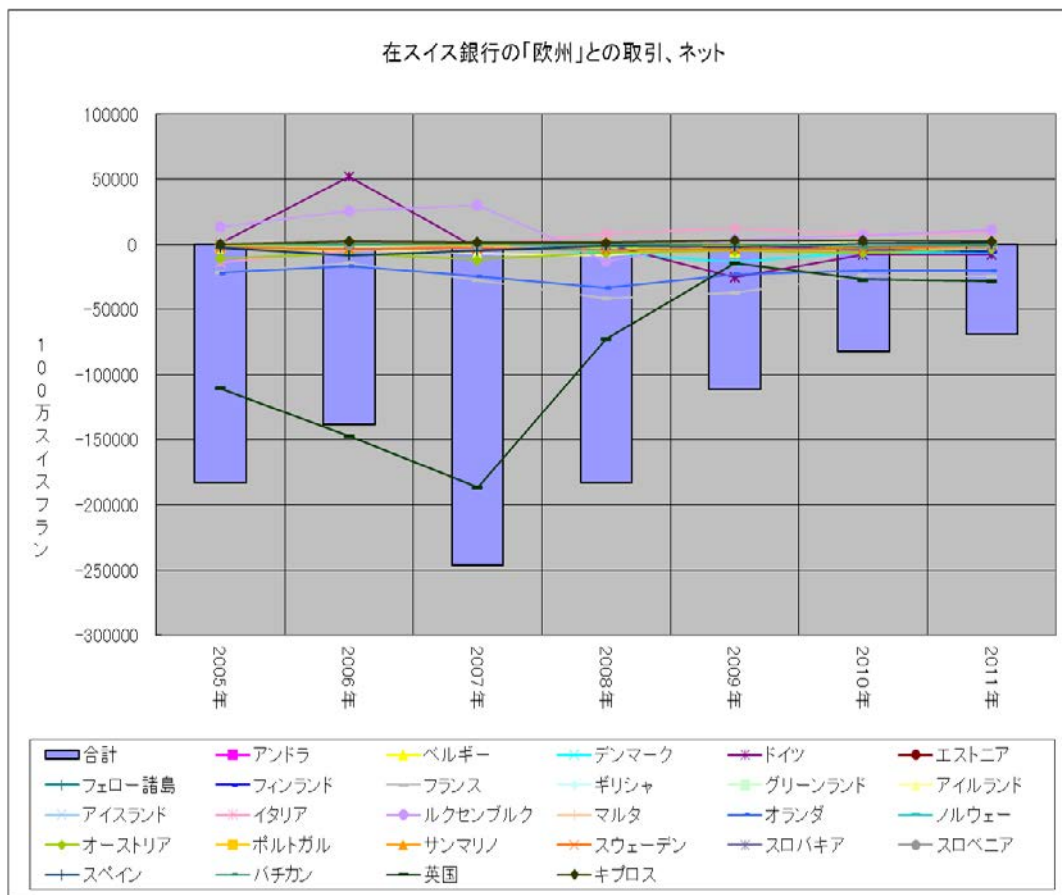


(出所)図4-1に同じ。

注

図中のプラスは在スイス銀行へのネットの資金流入を、マイナスは在スイス銀行からのネットの資金流出を示す。

図4-3

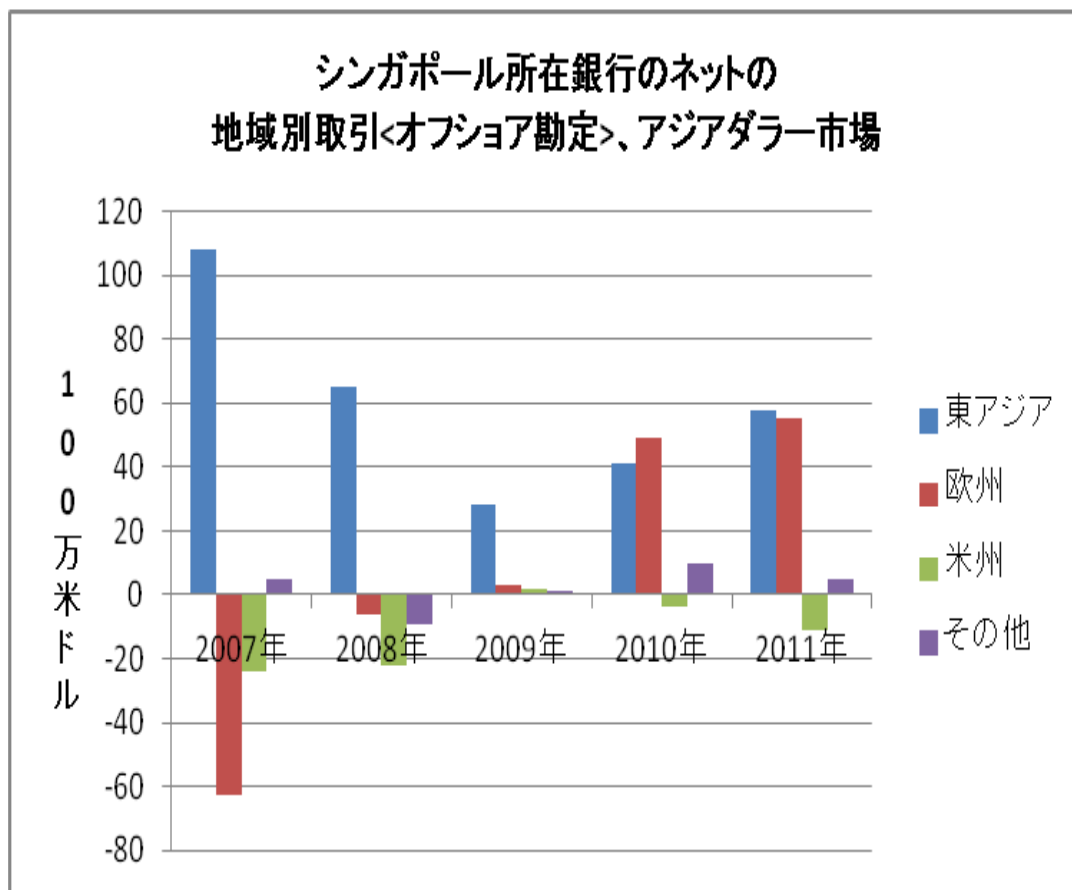


(出所)図4-1に同じ。

注

図中のプラスは在スイス銀行へのネットの資金流入を、マイナスは在スイス銀行からのネットの資金流出を示す。

図6

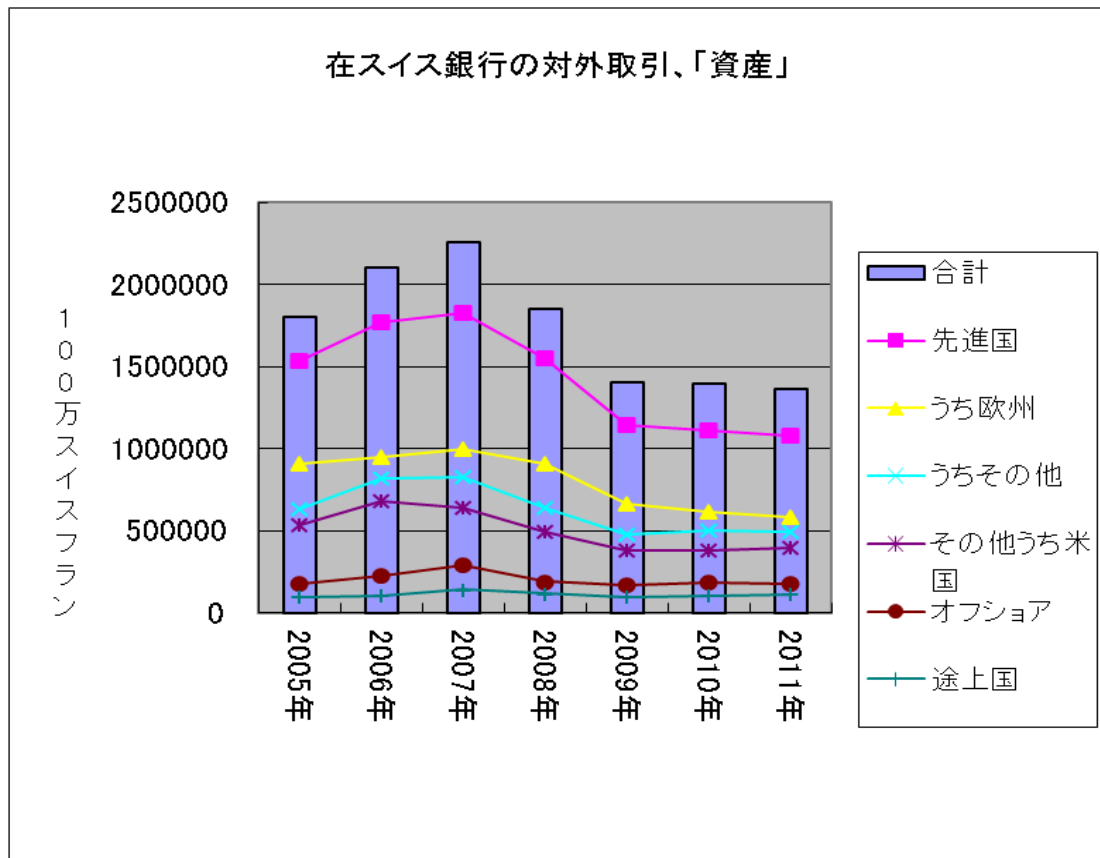
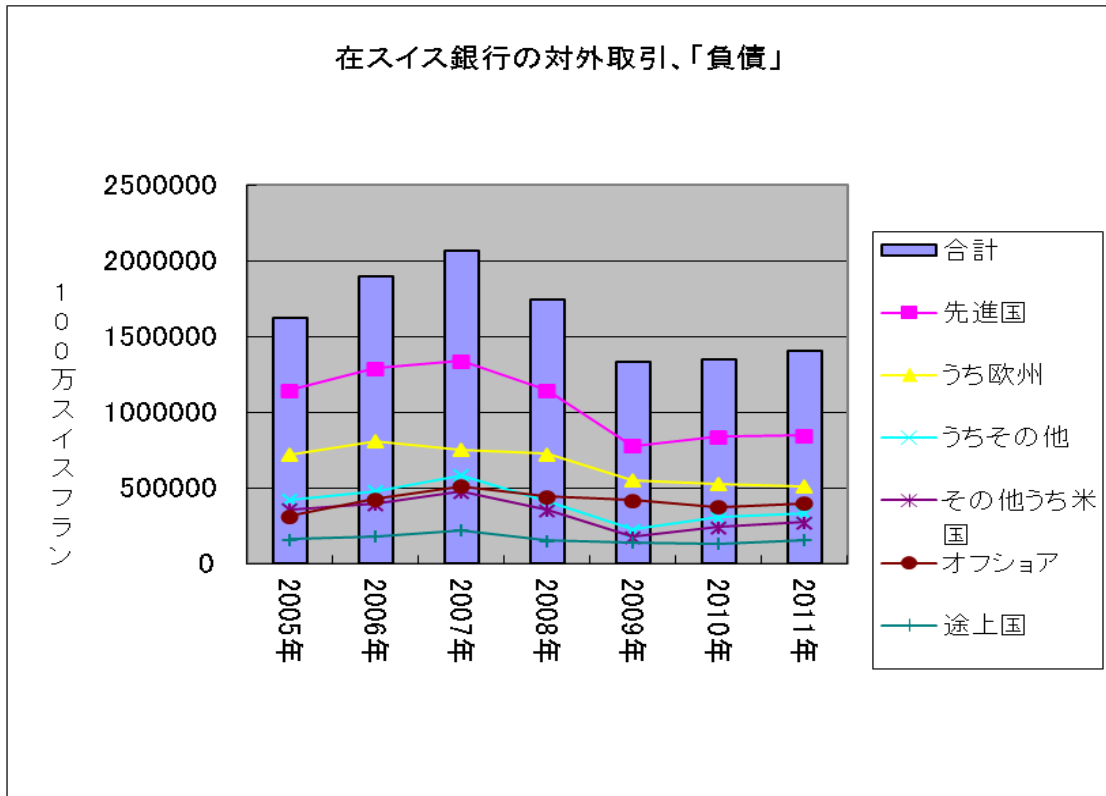


(出所)MAS, Monthly Statistical Bulletin, Table I .16時系列データ([https://secure.mas.gov.sg/msb-xml/Report.aspx?tableSetID= I .16](https://secure.mas.gov.sg/msb-xml/Report.aspx?tableSetID=I.16))より作成。

注

1. 図中のプラスは在シンガポール銀行へのネットの資金流入、マイナスは在シンガポール銀行からのネットの資金流出を示す。
2. 図中の「東アジア」は中国、香港、日本、韓国、台湾、およびASEANから成る。

図5-1

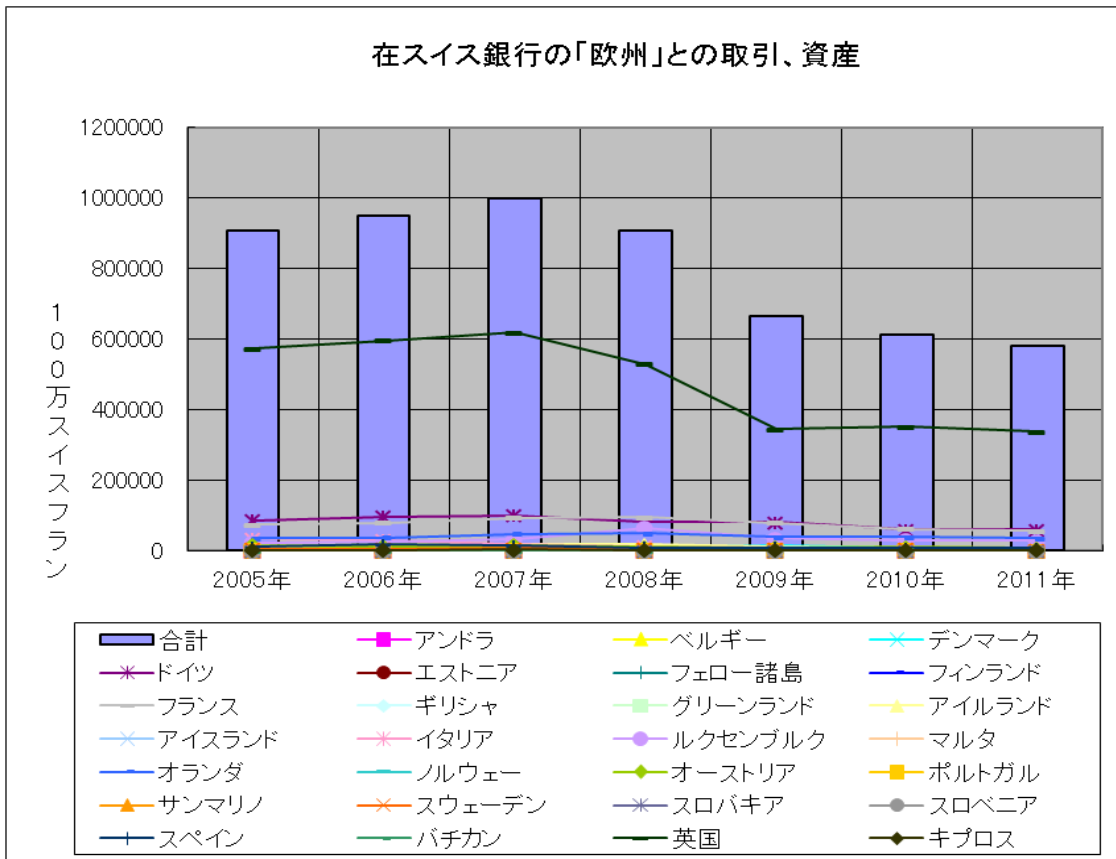
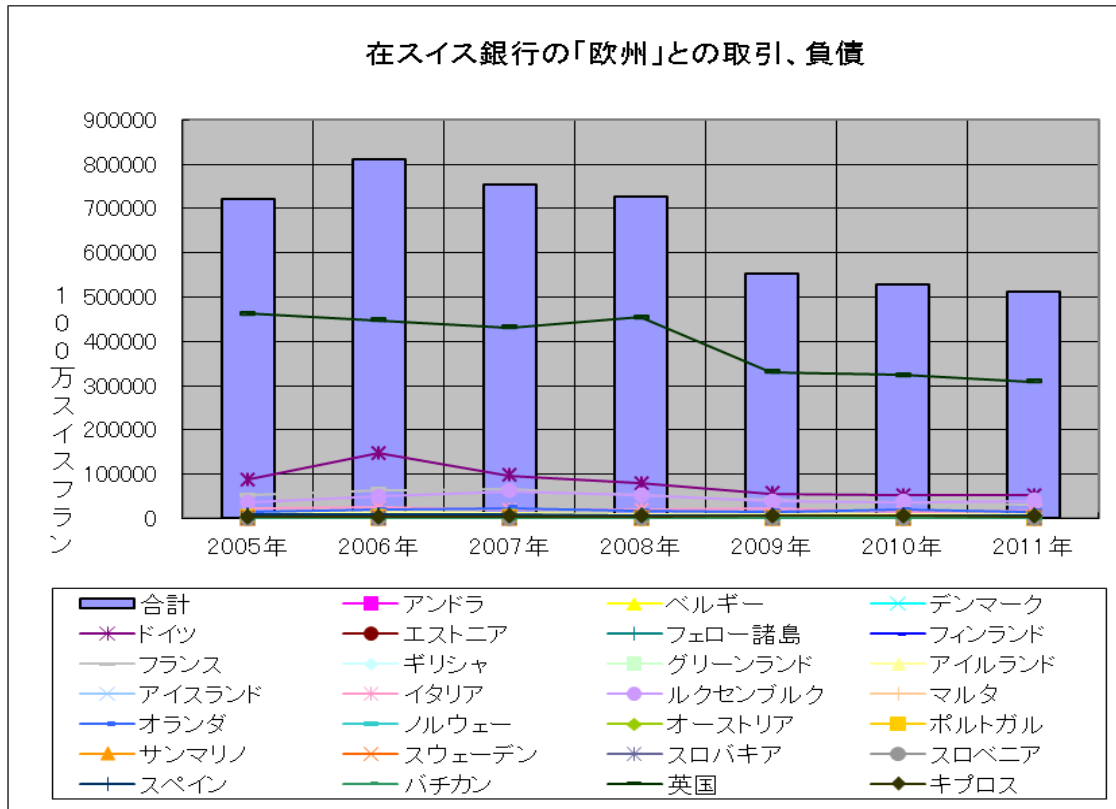


(出所)図4-1に同じ。

注

図中の「負債」は在スイス銀行への資金流入を、「資産」は在スイス銀行からの資金流出を示す。

図5-2

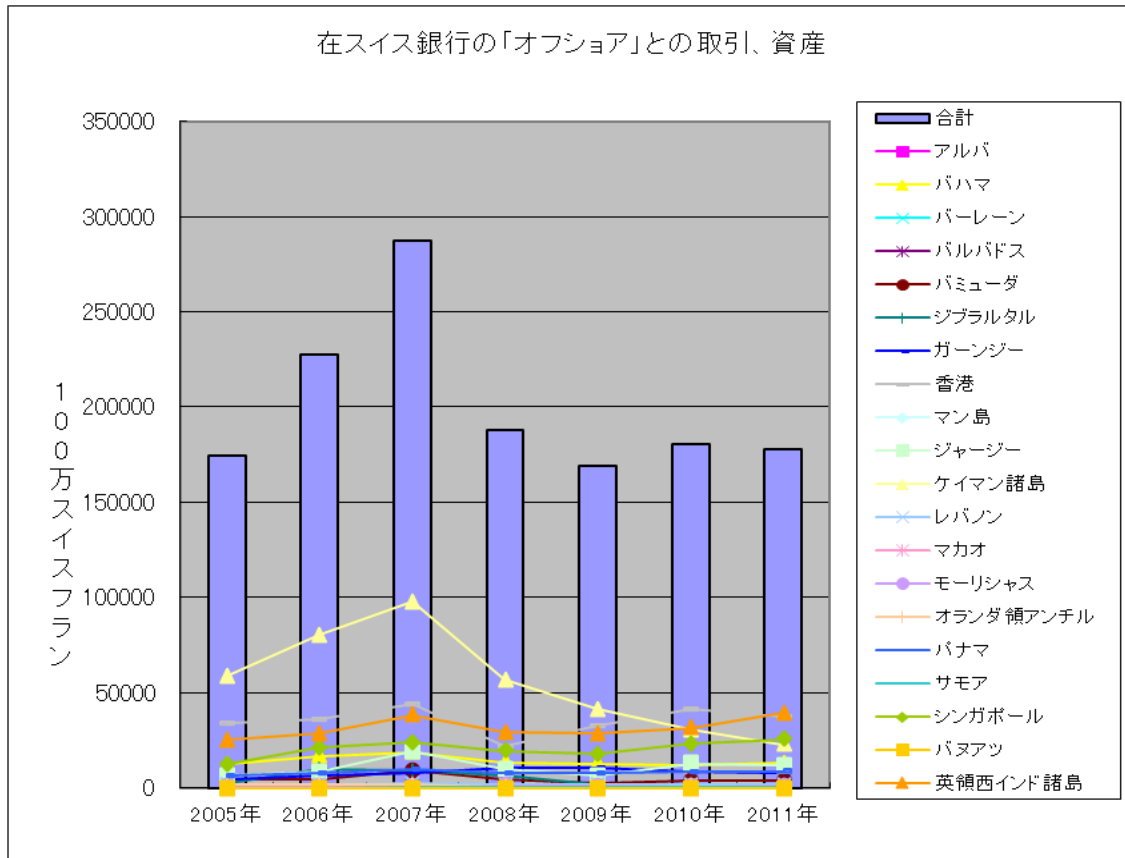
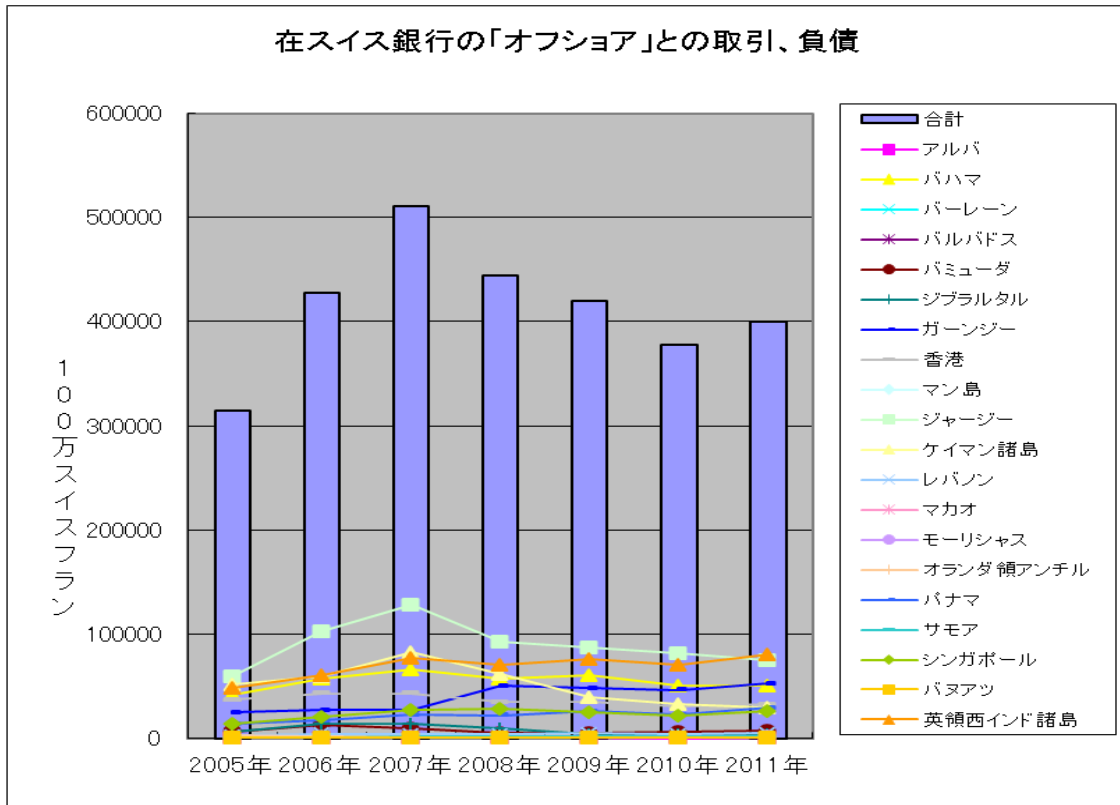


(出所)図4-1に同じ。

注

図中の「負債」は在スイス銀行への資金流入を、「資産」は在スイス銀行からの資金流出を示す。

図5-3



(出所)図4-1に同じ。

注

図中の「負債」は在スイス銀行への資金流入を、「資産」は在スイス銀行からの資金流出を示す。